

地域福祉活動第7次3か年計画

<スローガン> めざします 住んで良かった このまちに

<基本理念>

みんなでつくる ささえあい 助け合いのまちをめざして

平成30年度～32年度



社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

は　じ　め　に

今日「団塊の世代」が高齢者世代となり、少子化の進行と相まって人口の年齢構成が大きく変化する中、地域では各種活動の担い手不足、人間関係のつながりの希薄化による支え合い機能の低下、経済的問題による生活困窮など、多様化・複雑化した課題に直面しています。これを受け、法制度改正など地域福祉を取り巻く環境もめまぐるしく変化しています。

こうした状況を踏まえ、このたび広島市中区社会福祉協議会は「地域福祉活動第7次3か年計画」（平成30年度～平成32年度）を策定いたしました。

本計画は、地域福祉をめぐる課題や社会情勢の変化を踏まえながら、「住民・市民自身による民間の主体的かつ活発な取り組みを一層広げ、『中区の地域福祉を推進していく』ためには、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、策定をすすめてまいりました。

策定にあたりましては、さまざまな分野で活躍されておられる関係者で構成する策定委員会（総務・企画委員会及びボランティセンター運営委員会）を中心に、区民の皆様の意見をいただく機会を設けるとともに、行政計画との連携も図りながら、作業をすすめてまいりました。

今後は、本計画を広く区民の皆様にお伝えするとともに、計画の3つの基本目標に基づき、理想とする地域づくり、人としての暮らしやすさをめざした「住民主体のまちづくり」を、区民の皆様との協力や連携、協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本計画策定にご尽力いただいた策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様、そして課題把握のために実施した意見聴取（ヒヤリング）等などでご意見をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会
会長 近藤 肇

地域福祉活動第7次3か年計画 目次

はじめに

序章 計画策定の基本的な考え方	1
1 これまでの「地域福祉活動計画」と「第6次計画」の総括	2
(1) 地域福祉活動第6次5か年計画の概要	2
(2) 「第6次計画」の総括	3
2 第7次計画策定の背景	4
3 第7次計画策定の基本的考え方	5
第1章 地域生活課題とその解決に向けた住民・市民の意見・思い	7
1 それぞれの住民・市民の暮らしにくさ（地域生活課題）について	8
2 「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民の意見・思い	12
(1) 多様な民間団体、実践者からの意見聴取（ヒヤリング）について	12
(2) 「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民（実践者・実践団体）の意見・思い	13
第2章 私たち住民・市民がめざす福祉のまちづくりに向けて	20
1 私たちがめざす住民主体のまちとは	21
2 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちを実現するために必要なことは？提言・提案	22
第3章 中区社協の活動・組織発展強化計画～中区社協が行う事業・取り組み	32
1 市・区社協の立ち位置（スタンス）、役割	33
(1) 社協職員アンケートの実施	33
(2) 社協職員共通スローガン	34
2 活動・組織発展強化計画の基本的考え方	34
(1) 基本理念	34
(2) 基本目標	34
(3) 事業を推進する方針	34
(4) 「基本目標を実現するための提案」との関連	35

3 推進方針に基づく活動・組織発展強化計画	36
(1) 福祉のまちづくりをすすめる活動を推進します	36
(2) 多様な市民活動を応援します	40
(3) 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます	41
(4) 社協の組織・財政の充実強化を図ります	42
 資料編	
(1) 意見聴取（ヒヤリング）の一部抜粋	43
(2) 関係資料	44
・中区の資料（中区地域起こし推進課作成）	48
・広島市町内会・自治会加入率（平成25年度～平成29年度）	49
・在宅高齢者基本調査結果報告書より抜粋	50
・広島市域の地域概況	51
・地域力強化検討会中間まとめの概要（平成28年12年26日）	52
・世界に誇れる『まち』広島の地域福祉の再構築に向けて ～広島型・福祉ビジョン～（概要）（平成28年2年8日）	53
・用語解説	56
(3) 第7次計画策定の経緯（会議開催状況）	62
委員名簿	63
総務・企画委員会 委員名簿	65
ボランティアセンター運営委員会 委員名簿	66
中区社協の概要	67

※ 本計画書では、「中区社会福祉協議会」を「中区社協」、「地区（学区）社会福祉協議会」を「地区（学区）社協」、「広島市社会福祉協議会」を「市社協」と表記しています。

※ 「民生委員児童委員協議会」を「民児協」と略称表記している場合があります。

序章 計画策定の基本的な考え方

序章 計画策定の基本的な考え方

1 これまでの「地域福祉活動計画」と「第6次計画」の総括

(1) 地域福祉活動第6次5か年計画の概要

地域福祉活動第6次5か年計画〈平成25年度～29年度〉(以下「第6次計画」という。)は、平成24年度に以下のような社会情勢を背景として策定しました。

- 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、進む家族の小規模化、町内会加入率の低下等により、家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識が低下してきている。人と人とのつながりが希薄化している。
- 生活困窮者の増加、児童虐待の増加、すすまぬ障がい者理解等のため、安定した生活を送る人がいる一方、人間関係の最小単位である家族・家庭そのものが崩壊し、低迷する経済情勢による雇用不安等により、経済的・社会的格差が広がり、複合的生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増加している。
- 家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機關の支援だけでは不十分、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要となっている。ボランティア活動や市民活動への意識の高まりがみられ、地域でのさまざまな取り組みが展開されている。

これらの動きを受けて、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合い、福祉のまちづくりを推進する計画として、第6次計画を策定しました。

[第6次計画の理念等]

計画の理念：地域で安心して暮らせるために、
住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること
スローガン 「みんなでつくる ささえあいのまち」

[計画の構成]

基本目標1 福祉のまちづくりをすすめます	第1の柱 《つながる・たすけあう》
基本目標2 福祉活動への住民参加をすすめます	たすけあいのまちをつくろう
基本目標3 その人らしい暮らしを支援します	第2の柱 《うけとめる・つなぐ》
基本目標4 住民の福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります	一人ひとりの暮らしをささえよう
基本目標5 活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります	第3の柱 《あつめる・高める》 活動をすすめる体制を強化します

これまで策定してきた「地域福祉活動計画」は、中区社協の取り組みや組織に関するを中心とした内容の計画でした。また、策定方法も、事務局が作成した計画案を策定委員会で意見をいただきながら取りまとめるというものでした。

現在の「6次計画」(平成25年度～29年度までを期間とした5か年計画)については、平成27年度に「中間見直し」を行いました。この見直しでは、社会情勢などの変化を踏まえ、一部「内容改善」を行い、平成29年度までの事業を推進してきました。

(2) 第6次計画の総括

第1の柱 《つながる・たすけあう》 たすけあいのまちをつくろう

第1の柱（1）小地域福祉活動の推進

各地区社協で取り組まれている福祉のまちづくり事業の3事業「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」の推進を支援しました。

平成25年度から広島市が白島地区社協域で始めた「高齢者地域支え合い事業」について、区健康長寿課、区内各地域包括支援センターと連携して、地区(学区)社協と協議しながら、地区(学区)社協域における高齢者等の見守りの仕組みづくりに取り組みました。区内14地区(学区)社協のうち、8地区(学区)社協において、取り組まれています。平成29年度においては、仕組みづくりに向けて、4地区(学区)社協で協議がすすめられています。

地域福祉活動の新たな担い手、とりわけ地域の高齢者等の見守りの活動を中心とした「福祉委員等」の設置を検討し、「福祉委員等」の位置づけや役割を整理し、活動モデルづくりに取り組みました。

地域福祉活動の新たな担い手を発掘していくため、「福祉委員等」の設置については、各地区的実情に応じた取り組みがすすみました。

第1の柱（2）福祉教育の推進

中学生・高校生・専門学校生・大学生等を対象にした「ボランティア広場」を年間を通じて開催しました。ヤングボランティアの受け入れ等児童館とのつながりをつくる取り組みをすすめました。小学校・中学校・企業・地域等においてやさしさ発見プログラム事業を実施しました。

中区では、小学校の子どもを中心として地域伝承行事等に取り組む地区(学区)社協が数多くあります。地域の子どもたちを地域で大切に育っていく取り組み、子どもたちの育ちを支援する地域の取り組みを応援する仕組みを今後とも提案していきます。

第1の柱（3）たすけあう活動の推進と発信

平成26年8月の広島豪雨災害では、広島市社協が災害ボランティア本部、安佐南区、安佐北区社協が災害ボランティアセンターを立ち上げ、各区社協から職員の派遣、応援を行いました。

平成27年度から、区災害ボランティアセンターの運営について区役所関係課との協議を持つ等、中区災害ボランティアセンター開設候補場所について具体的な協議を行ってきました。また、区災害ボランティアセンターの活動を紹介したパネルを作成、地区での防災訓練・防災フェアにて展示しました。

平成27年度に入り、市社協において、実際に災害時のボランティアセンターの運営等に関わった実践を活かし、区災害ボランティアセンターマニュアル<標準例>の見直し作業を行い、この動きに合わせて、「中区災害ボランティアセンターマニュアル」の改定作業をすすめました。

平成25年に作成した社協活動紹介リーフレット「みんなでつくるささえあいのまち」及びボランティアセンター紹介リーフレットを活用しての広報活動に取り組みました。

地区(学区)社協等関係者向けの社協活動紹介リーフレットに加えて、社協とこれまであまり接点のない企業や事業所等に社協の活動やボランティアの活動を理解してもらうための情報発信に力を入れていく必要があります。

第2の柱 《うけとめる・つなぐ》 一人ひとりの暮らしをささえよう

第2の柱（1）相談援助機能の強化

総合相談員を核として、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチの相談に積極的に取り組み、課題解決に向けた支援を行いました。

第2の柱（2）権利擁護の推進

判断能力の十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々が、福祉サービス利用援助事

業「かけはし」及び成年後見事業「こうけん」の利用を通じて、自己の尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりをすすめました。

第2の柱（3）支えあいの輪づくりの支援

当事者や家族の活動や中間づくりを側面的に支援し、主体的な活動への協力、支援を行うとともに、地域で安心して生活できるように、地域との関係づくりに努めました。

第2の柱（4）新たな地域の仕組みづくりの推進

平成27年度から広島市社協が受託した「生活困窮者自立相談支援事業～広島市くらしサポートセンター」の広報、相談支援に協力し、あわせて、生活に困っている方に食品を提供する「緊急一時食品提供事業」に協力、生活困窮者への支援を行いました。

平成28年12月から、市社協の移転に伴い、中部サブセンターが中区社協内に設置され、市社協が直接運営する体制ですが、相談件数も多く、相談室の確保等物理的な面で課題が出てきています。

都市中心部のマンション等での孤立高齢者の問題～孤独死・孤立死～が具体的な事例として入ってきており、ご近所のつながり、関係性を深めていくため、「高齢者地域支え合い事業」の推進や、小地域における「福祉委員等」の設置を具体化していく取り組みをすすめました。

町内会加入率の低下やプライバシー保護の問題、オートロックへの対応等課題も多く出てきています。

第3の柱 《あつめる・高める》 活動をすすめる体制を強化します

第3の柱（1）組織・財政の強化

平成25年度から賛助会に加入いただいた方々へお礼の気持ちを形にしていく（礼状、しおり等）取り組みをすすめました。社協の活動をもっと知ってもらい、活動資金で応援してもらえるような取り組みをすすめていく必要があります。今後は、地域住民の方々もさることながら、企業、事業所の方々へも情報を発信していくため、企業向けに社協の活動やボランティアセンターの活動を紹介したパンフレットの作成等にも取り組んでいきます。

2 第7次計画策定の背景

現在、「子どもの貧困」や「ひきこもりの長期化・高齢化」、「2025年問題」、「8050問題」、「人々の多様性（ダイバーシティ）を認め合う地域づくり」といった課題への対応がより求められるようになっています。そのことは、市社協・区社協で日々受ける生活相談や、「広島市くらしサポートセンター」の支援事例からも実感できるものです。

さらに、「障害者差別解消法」や「成年後見利用促進法」なども制定されました。

これらの社会情勢の変化に対応するため、国は厚生労働省の「我が事 丸ごと」地域共生社会実現本部のもとに設置した「地域力強化検討委員会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」の「中間取りまとめ」を踏まえ、「社会福祉法」を改正し、地域福祉の推進を施策化しました。

「地域住民」「社会福祉を目的とする事業の経営者」「社会福祉に関する活動者」が相互に協力し地域福祉を推進すること、そして「国及び地方公共団体」による必要措置を講ずることとし、この行政責任を明確にするため、「地域福祉計画」の策定を行政の努力義務規定としました。

平成29年12月12日、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省（子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）から発出されました。

さらに高齢者分野では、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来といった社会の変化に対応するためには「自助 互助 共助 公助」を適切に組み合わせながら、地域ごとの包括的な支援体制を充実させていくこ

とが必要とされ、要介護状態や認知症になっても、安心して地域で暮らし続けるまちづくりをめざす「地域包括ケアシステム」の構築がすすめられています。

そして、介護保険法の改正により平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、要支援の介護サービスの一部が地方自治体の介護予防事業に移管され、これまでの介護事業者によるサービスの提供に加えて、地域住民やボランティアによる高齢者の介護予防や生活支援の取り組みや、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等、地域を基盤としてケア体制づくりがすすめられようとしています。

また、子育てや障がい福祉分野でも「地域」を基盤に切れ目のない支援を行う施策が推進されるようになりました。さらに社会福祉施設等の社会福祉法人にもさまざまな地域課題に応える「地域貢献」が求められています。

広島市は、平成28年2月に出した「広島型・福祉ビジョン」において、「自助・共助・公助」を適切に組み合わせて「翁（おきな）・嫗（おうな）」（高齢者福祉）と、「童（わらべ）」（子育て・教育）に着目した地域福祉を再構築していくとの方針を出しています。

平成30年2月、高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成」を基本理念とした「広島市高齢者施策推進プラン」（計画期間：平成30～32年度）が策定されました。

また平成30年3月、「障がいのある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域とともに創る「まち」広島を実現する」ことを基本理念とした「広島市障害者計画[2018-2023]」が策定されました。

さらに平成30年2月、広島市は、地域共生社会の実現をめざして、平成30年度の取り組みとして行政組織の見直し（地域共生社会推進室の設置、東区役所厚生部の再編）を行うこと、現行の地域福祉計画を見直し「地域共生社会実現計画（仮称）」を策定することを発表しました。

3 第7次計画策定の基本的考え方

少子高齢化による人口構造の変化、所得格差の拡大、地域共同体の弱体化、単身家族の増加等の家族構成の変化など、社会環境の変化は、私たち住民・市民の暮らしや活動に大きく影響を与え、日々の暮らしにくさや、地域生活課題を生み出しています。

こうした状況の中、私たちは、多様な活動主体による参画と協働により、さまざまな課題解決に取り組んでいます。

それらは決して「やらされ感」や「負担感」ではなく、「ほっとけない！」という気持ちから、「住民・市民」が率先して「活動主体」となり、町内会や地区（学区）といった小さな圏域から、区域や市域といったそれぞれの圏域において、理想とする地域づくり、人としての暮らしやすさをめざして取り組もうとするものです。これこそ、住民主体のまちづくりです。

そこで、地域福祉活動第7次3か年計画（以下「第7次計画」という。）は、「住民・市民自身による民間の主体的かつ活発な取り組みを一層広げ、『中区の地域福祉を推進していく』ためには、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、計画策定を進めていくことにしました。

第7次計画は、第1章から第3章で構成し、第1章では、私たち住民・市民を取り巻く「何とかしたい！地域生活課題」を概観し、これらのさまざまな課題に対し、多様な民間団体・実践者からの意見聴取や『策定委員会』での議論の中から、現在、実践者が「こうありたい」と考えている「意見や思い」を抽出し、紹介しています。

さらに、第2章では、「私たち住民・市民がめざすまち」の目標を掲げ、そのまちを実現するために必要と

思うこと、つまり「目標を実現するための手段」を提案しました。

続いて第3章では、それまでの意見・提案を受けて、市・区社協としての立ち位置、役割はどこにあるのかを再確認した上で、「中区社協は、民間の立場で、住民・市民、民間団体や行政と協働して、どう地域福祉を推進していくか」という視点で、向こう3か年の中区社協の3か年計画を策定しました。

計画期間：平成30年度～32年度の3か年

※広島市の「地域福祉計画」策定が、平成29年度から30年度にかけて着手されるため、第7次計画の計画期間は3か年とし、民間先行型で策定した内容を行政計画に反映していくこととしました。また、社会情勢の変化に対応しやすくしました。

基本理念

みんなでつくる　ささえあい　助け合いのまちをめざして

スローガン　　めざします　住んで良かった　このまちに

基本目標

I 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち

- ・住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります。

II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

- ・薄れているつながりを紡ぎ直し、相互に連携して、さまざまな課題を解決していくけるまちをめざします。

III みんなにやさしい、誰も排除されない、

すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまち

- ・すべての人が大切にされ、活躍できるまちをめざします。

第1章 地域生活課題とその解決に向けた 住民・市民の意見・思い

第1章 地域生活課題とその解決に向けた住民・市民の意見・思い

1 それぞれの住民・市民の暮らしにくさ（地域生活課題）について

私たちのまちには、私たち住民・市民のさまざまな暮らしにくさがあります。

その暮らしにくさに気づき、「何とか改善・解決を図りたい」と願う住民・市民の思いが地域を動かしています。

住民・市民の暮らしにくさ（地域生活課題）とは

- 地域連帯感の低下
 - ・町内会、自治会未加入世帯が増加している。
 - ・人間関係が希薄化している。
- 相互扶助の機能の低下
 - ・人口減少、核家族化、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯が増加している。
 - ・シングルマザー、シングルファーザーが増えている。
- 地域福祉の担い手の課題
 - ・活動している人の高齢化がすすんでいる
 - ・若い人の参加が少ない。
 - ・若い人が活動できる場がない。
 - ・地域のことに対する無関心である。
 - ・ボランティア活動をする人が少ない。
- 子育ての不安や課題
 - ・児童虐待の相談が増加している。
 - ・親が親になりきれていない。
- 地域社会から孤立している人がいる
 - ・地域から孤立している人がいる。
 - ・ひきこもりでないかと思われる人がいる。
- 地域の安全、安心の確保
 - ・空き家が増えてきている。
 - ・児童の登下校の見守り支援者が高齢化している。
- 制度で対応できない課題
 - ・制度の狭間でサービスなどを利用できない人がいる。
 - ・多問題を抱える世帯がある。
 - ・地域の問題が多岐にわたっている。
- 福祉教育の課題
 - ・認知症や障がいに対する正しい理解がない。
 - ・ふれあう機会が少ない。
- 災害時の対応
 - ・多発する災害に対応していく必要がある。
 - ・避難場所、避難についての不安がある。
- 要援護者の増加
 - ・認知症の方が増加している。
 - ・発達障がいではないかと思われる人、精神障がいではないかと思われる人が増えている。
- サービスの不足
 - ・出口（支援につながるサービスや制度）がない。
- 安定した雇用の減少
 - ・経済的に困っている人がいる。
- 相談窓口がわからない
 - ・相談するところがわからない。
 - ・福祉サービスなどの情報が入ってこない。
- 関係機関の連携がむずかしい
 - ・制度や業務の縦割りにより連携ができていない。
 - ・一部門だけでは対応できない課題が増えている。

ここでは、広島市域において、多様な民間からの「意見聴取」や策定委員会での議論、各種調査のデータを参考に、住民・市民が感じている地域生活課題等を紹介します。

① 縁組織の加入率低下により、支え合い活動が困難になっています。

- ・私たち住民・市民自身が主人公となり、主体となってすすめるまちのエリアは、まず「町内会や小学校区エリア」をイメージしています。このエリアを支える町内会・自治会は、「加入率低下」という大きな課題を抱えています。加入率を高めるため、地域も行政もさまざまな取り組みをしていますが、広島市域の町内会加入率は毎年減り続け、平成28年度60.0%だったのが、平成29年度は59.4%となりました。町内会が解散した地域もあります。
- ・町内会長さんからは、「近隣で助け合おうという考え方がない、自己（利己）主義の人が増えている」「コミュニティがなかなかつくれない」「住民意識がない」「世帯単位が小さくなっている。若い人も高齢者も単身世帯が増加している」といった声を聞いています。
- ・加入率が低下すると、「地域情報が行き届かない」「地域行事への参加が促せない」「住民同士の交流・つながりが希薄化する」「住民ニーズがつかみにくい」「町内会費が集まらず、活動費が不足する」「役員の引き受け手がいなくなり、活動者の固定化・高齢化に拍車がかかる」といった弊害が生じ、支え合い活動を困難にしています。
- ・「子ども会が解散した」という声をいくつか聞くようになりました。
- ・一方で、解散した子ども会に代わって、町内会や老人クラブが子どもたちの支援を行っている地域も増えています。
- ・民生委員さんからは、「個人情報の壁があって、なかなか相談に入り込めない」「他人に相談しない。個人の生活を守る」傾向があるという意見があります。

② 担い手が不足しています。

- ・小地域福祉活動の担い手が、固定化・高齢化しています。
- ・「若い人は仕事で忙しいので、時間が取れる人が中心にならざるを得ず、負担が集中する」といった声があります。
- ・民生委員の欠員状態が続いています。平成30年3月現在、85名です。その内、中区は23名です。
(民生委員協力員数は103名です。その内中区は5名です。)
- ・ボランティア活動者も高齢化していきます。

③ 地縁組織と市民活動団体、ボランティア団体や、相談機関同士等、相互の連携が不足しています。

- ・せっかくそれぞれが良い活動をしていても、「互いの活動を知らない」といった実態があります。
- ・互いの活動を知り、協力し合うことで、もっと良い成果が生まれる取り組みがあると思われます。
- ・相談機関はたくさん増えていますが、ほとんどが対象別です。互いの相談機関・相談担当者が他の相談機関のことを熟知し、相談者の課題をきちんとアセスメントし、一緒に考えていく姿勢をとらなければ、複合的課題への対処は難しく、課題が解決されないままとなってしまいます。

④ 課題の多様化・複合化により、既存の制度サービスだけでは解決できない課題を抱える人が増えています。

- ・高齢者世帯に属する障がい者、失業者、ひとり親等、縦割りの相談機関では解決が困難な課題が増えています。「8050問題」とも言われています。
- ・借金、収入・就労、住まい、教育、孤立、疾病、自己有用感の喪失等、相談者はたくさんの課題を抱

えています。課題整理から一緒に取り組む、寄り添い型・伴走相談機関が必要です。

- ・病識がなく、適切な医療機関につながっていない人、障がいや疾病があることを自覚・受容できていない人、セルフネグレクトで生活再建、自立意欲が低く、支援を拒んでいる人などは、制度サービスの利用にもつながっていません。

⑤社会的孤立、つながりの希薄化、共助力の低下などの課題があります。

- ・単身世帯の増大により、親族による相互扶助機能が低下しています。
- ・平成28年国民生活基礎調査によると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」(核家族)が全世帯の29.5%であり、それに次いで「単独世帯」が26.9%、「夫婦のみの世帯」23.7%となっています。「単独世帯」の割合は、年々増え続けています。「単独世帯」1,343万4千世帯のうち、「高齢者世帯」は655万9千世帯、残る687万5千世帯は64歳以下です。
- ・広島市の平均世帯人員は、平成29年11月末現在、2.14人です。中区は1.76人であり、2人を割っています。
- ・非正規雇用(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など)の拡大により、職場におけるつながりの希薄化と不安定収入者の増加をもたらせています。
- ・町内会加入率低下やネット社会の進展により、地域での人間関係や、人と人とのつながりが希薄化しています。
- ・制度サービスを利用せず、近隣とも疎遠のため、行政からも地域からも孤立している(関わりのない)世帯があります。

⑥さまざまな生活困窮を抱える住民・市民の存在が明らかになってきています。

- ・経済的困窮とともに、「親族や知人の支援が受けられない。職場や地元社会にも所属がない」といった、関係性の貧困を併せ持つのが現代の「貧困」の特徴です。世代間で貧困が続く「貧困の連鎖」も課題となっています。
- ・「高齢であること、障がいがあること、保証人がいない、緊急連絡先がない、携帯電話なし、収入が不安定で、初期費用が工面できない」といった要因がいくつも重なり、住宅確保が困難な人たちの存在が、生活困窮者支援の現場で顕著となっています。
- ・人手不足と言われていますが、仕事を求めている人は多く、ミスマッチとなっています。広島市くらしサポートセンターによる就労支援では、長く仕事についていない人、人とのコミュニケーションに課題をもつ人などの存在が顕著となり、多様な就労支援を行っています。
- ・ひきこもりの長期化、高齢化が言われています。平成27年内閣府の調査結果では15歳~39歳の「ひきこもり」の人は全国推計54万1千人とされ、引きこもりになった年齢が「35歳~39歳」という人が全体の10.2%で、前回平成22年度調査の2倍となっています。引きこもり期間「7年以上」は34.7%で、これも前回調査の2倍となっています。40歳以上の引きこもりの人の状況調査の必要性が指摘され、家族会等で調査がすすめられています。
- ・「若年性認知症」とは、64歳以下で発症する認知症の総称で、広島市では推計500人とされています。その多くが働き盛りで発症するため、就労継続が難しい場合、経済的な困難も抱えることになります。また、初期症状が分かりにくいため、他の病気として治療されることもあるそうです。周囲の理解もなく「自宅に引きこもり一人で悩んでいた」という当事者の声が寄せられています。

⑦誰もが住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っています。

- ・「2025年問題」が問われています。
- ・若年性認知症の人が使える社会資源が少ないとと言われています。医療や介護の社会資源に加え、地域の理解と安心して参加できる居場所も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには必要です。

- ・障がいを持つ人やその家族からは、「まだまだ障がい理解がすんでいない」と言われています。
- ・人々の生活は多様化しています。個人の尊重や個人情報の保護が必要とされています。

⑧毎年のように災害が各地で起こっています。災害に強い、安心・安全なまちにすることを願っています。

- ・平成26年の広島豪雨災害、平成27年の常総市鬼怒川災害、翌年の熊本地震、昨年の九州北部豪雨など、全国各地でさまざまな災害が発生しています。
- ・そのため、災害ボランティアの受け入れ体制や関係機関との連携など、被災者支援や復興支援に備える必要性に迫られています。
- ・地域住民相互のたすけあいを基盤としつつ、全国から駆けつけてくれるボランティアを安心して受け入れることのできる環境づくりが必要です。
- ・災害時に支援の必要な住民と平素から顔見知りになり、声を掛け合える関係づくりや、避難訓練の実施等、平素からの地域でのつながりづくりが必要です。
- ・日頃からの災害への備え、防災意識の醸成も必要です。

2 「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民の意見・思い

(1) 多様な民間団体、実践者からの意見聴取（ヒヤリング）について

さまざまな「暮らしにくさ」がある中、住民・市民は自らそれらの課題に気づき、必要性を感じてさまざまな解決のための取り組みをすすめています。

今回の計画は、「中区の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか」という視点で策定していくため、住民・市民によるさまざまな民間団体等、多様な立場からの参画を求め、意見聴取を行いました。

意見をいただいたのは、一般市民というより、中区域を活動エリアとしている何らかの実践者・実践団体としました。

- ① 中区社協と日頃から関係のある多様な実践者・民間団体として、役員、評議員、各種委員会委員、地域福祉推進委員、区内地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等への文書による依頼（8月～12月）

・送付先 73件 回答 41件

・聴いたことは次のとおりです。

※「中区の地域福祉推進」という目的において、平成30年度からの向こう3か年くらいのめやすで、貴会またはあなたが取り組みたいテーマ、取り組むべきテーマ等

※そのテーマに取り組むための、自身のアクションプラン、他の団体と連携して取り組みたいアクションプラン、行政と協働したいことや提案、政策提言等

※中区社会福祉協議会に期待すること等

※中区内の「町内会や小学校区エリ」の課題に関する意見等

- ② 3ヶ月に1回定期的に開催している「中区地域福祉推進委員連絡会」（8月、11月、2月）で、ワークシート作業等を行い、意見を聴取しました。
- ③ 日頃の社協活動の中で把握している民間団体・実践者の意見を聴きました。
- ④ 市社協に設置している各種委員会から出された報告書・提案書等に掲げられている意見を反映させました。
- ・『小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会からの報告』（平成28年1月）
 - ・『子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会 報告書』（平成29年1月）
 - ・『広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業 提案書』（平成29年3月）
- ⑤ さらに、「地域福祉活動第7次3か計画策定委員会」（総務・企画委員会、ボランティアセンター運営委員会）での意見等も含めています。

(2) 「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民（実践者・実践団体）の意見・思い

(1) で聴取した「中区の地域福祉の推進」に対する意見や思いを、1の「地域生活課題」の区分ごとに整理しました。

「中区の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか」

○取り組みたいテーマ、取り組むべきテーマ（中区において取り組む必要がある活動等）

とアクションプラン例

【地縁組織の加入率低下による支え合い活動が困難】

① 町内会や自治会等、地縁組織の活性化や、地域づくりに関するもの

○地域づくり&ふるさとづくり、子どもたちがまた戻ってきたいまちづくり

- ・地区社協が中心となり、地域事情は異なっていても町内会・自治会をはじめ、その他の団体と目的を同じくしてこのまちに住んでよかったと実感できるまちづくりをすすめる。
- ・高齢化している部分だけを取り上げるのでなく、これから働き盛りの若い世代の人たちに活躍してもらう場を提供し、人と人とのつながりが希薄化している今だからこそ次世代につなげる仕組みを考えていく。
- ・自分たちの住んでいるまちのことを知る、子ども達にとってふるさととなるこのまちのことを伝えていく取り組みをすすめる。
- ・子どもたちが、大人になって、またいつか戻ってきたいまちをつくっていく。
- ・年齢や世代を問わないつながりづくりをすすめる。
- ・町内会加入を当たり前と思う若者を育成していく。
- ・将来を担う子どもたちが、自分の地域の中でお互いを思いやる気持ちを育てていく。
- ・近所の交流をすすめる、向こう三軒両隣の関係づくりをすすめる。

○町内会、自治会活動の活性化

- ・町内会活動を活発にさせるには、町内会長だけでなく組長、子ども会、老人会等、町内で顔の見える活動を充実させる。
- ・町内会、子ども会の組織を強化していく。
- ・各町の組織は連合町内会、各町内会を母体に地区（学区）社協、老人クラブ、女性会、体協、民見協等で構成されているが、単独の活動になりがちである。これら団体がメンバーを出し部会をつくり連携することで幅広い活動が期待できる。
- ・町内会の活動が当たり前と思う若者を育てていく。
- ・若者の社会貢献教育を推進していく。

○マンション等のオートロックの対策

- ・マンション入居者（自治会）に町内会加入を啓発する。
- ・マンション管理者や自治会へ積極的にアプローチしていく。
- ・マンションに会長を置き、連合町内会に加入してもらうと孤独死を防ぐことができる。

○小さなエリアでの顔を合わせる場づくり

- ・町の小さな喫茶店では、老人が常連として通い、そこを拠点に日常の安否確認がなされている。
- ・スーパー や ドラッグストア、空き家を地域の活動場所として活用する。
- ・地域の困りごとのお手伝いを、高齢者や障がい者施設などと連携して行う。
- ・住民が地域のことについて意見交換できる場をつくる。
- ・専門職と意見交換し、協働できる場をつくる。
- ・誰でも参加できるサロンをつくり、住民が言葉を交わせる場をつくる。

○共助、近助、助け合いのしくみづくり

- ・「助けて」が言える人、助けが必要の人を見つける人を増やす。
- ・「助けて」と言える力は生きる力。助けられ上手を増やしたい。
- ・地域の中で、助けを求めている人を見つける人を増やしたい。

② 地域における子どもの育ちの支援に関するもの

○子育てにやさしい地域づくり（子育て中の親と地域をつなぐ）

- ・地域で子どもの成長が歓迎される場をつくる。
- ・子育て中の親が参加しやすく、地域の方とのつながりができる企画をする。
- ・地域の支援者や子育て支援団体と親子をつなぐ場をつくり、若い親が地域に支えられる子育てのよさを実感し、地域の人に親近感を持つことで、親が地域活動に対して安心して意欲的に参加できるようにサポートしていく。
- ・子育て中の親子同士の交流、地域支援者やボランティアと親の交流の機会をコーディネートする。

【担い手不足】

③ 担い手づくり、福祉教育・ボランティア活動の活性化

○町内会、自治会の加入促進の取り組み

- ・災害支援をキーワードに加入促進の取り組みをすすめる。
- ・企業の社会貢献として、新聞、テレビ、ラジオ等マスコミに町内会・自治会の加入促進について取り上げてもらう。
- ・町内会への加入をすすめるためのPRを誌上や会報でやっていく。
- ・活動の成功事例を収集していく。
- ・小学校入学の際に、保護者に加入を促す。
- ・転入者に町内会加入の案内をする。

○多世代の居場所づくり

- ・集会所や空き家、民家を活用する。
- ・草取りや管理をみんなで行う。

○子どもや親が地域に愛着を持てる福祉教育の推進

- ・将来を担う子どもたちが、自分の地域の中でお互いを思いやる気持ちを育していく。
- ・福祉教育・ボランティア活動の活性化をすすめる。（理解・共感・納得）
- ・認知症サポーター養成講座は高齢者が中心となっている。子どもの頃から認知症のことを知るきっかけづくりを多機関で共有したい（小・中学校でも開催している地域包括支援センターもある）。

○次世代のまちづくりを担う人財の発掘と育成 地域リーダーの発掘・育成

- ・地域貢献に熱意のある若い高齢者を発掘し、インセンティブを与える。
- ・自己実現意欲の強い人、社会貢献を喜びとする人、ボランティア精神に富んだ人を発掘・育成していく。
- ・担い手、おせっかいさんを育成していく。
- ・地域リーダー養成講座など研修の機会をつくる。
- ・「地域デビュー講座」を開催する。

○地元社協の人材育成、地域の力を上げる

- ・町内会からリーダーを発掘、育成していく。
- ・役員研修、ボランティア研修を開催する。
- ・福祉委員の拡充に加え、役割を明確にしていく。従来の役割は残しながら、見守りも絡めていくという方向づけを行う。

○「地域の達人プロジェクト」の推進

- ・得意分野や苦手分野の情報発信をして、協働できることを追求していく。
- ・高齢者の経験、技能を活かす「地域支援事業推進員」（仮称）を発掘、登録していく。
- ・「支える、支えられる」ではなく、「生きがい」「得意なこと」を活かしてつながりをつくる。
- ・「子ども食堂」の担い手になれないか？利用する子どもたちは、登校途中の高齢者のゴミ出し支援をするなど役割を担ってみてはどうか？
- ・小中学校の先生（退職された方）との連携づくり、児童館などで学習支援をお願いしたい。

○住民一人一人、ボランティア活動実施の運動。

- ・地域住民が何らかの形で地域活動に参加できるきっかけづくりをすすめる。

○ボランティア活動希望者が参加しやすい環境づくり

- ・活動メニューをホームページに掲載する。

○支え手を増やす研修会の開催。

- ・ボランティアや助け合いの意識を高めていく。30才代や40才代の人を活動に取り込んでいく。
- ・地区（学区）社協、地域包括支援センター、市民活動グループなどと小学校区や中学校区エリアで開催。
- ・若い人が地域活動できる場をつくる。

○各地区で1か所ボランティアセンターを開設

- ・民生委員児童委員と連携し、サポートしてもらい、できれば町内会単位で開設していく。
- ・地域への声かけを行い、ボランティア交流会を開催していく。
- ・地図課題をコーディネートできる役の人を配置していく。

○ボランティアのスキルアップ

- ・「あの人に聞いてみよう」と思われる人を増やす。
- ・地域で、相談役になれる人を見つける。
- ・その地域の問題を、地域で解決できるようになるためのキーパーソンを増やすことで、一人一人の負担が減らせる。

○ボランティア活動を継続するための後継者の養成

- ・他の地区、区（市町）の同種の活動をしているボランティアグループと情報交換を行う。
- ・情報交換の場を設定したり斡旋したりする。
- ・各種ボランティア養成の機会（講座など）を定例化していく。

【支援団体間、相談機関間の連携不足】

④ 地域福祉推進のための仕組みづくり、情報共有とネットワークの拡大、活動の活性化と継続

に関するもの

○地域で活動できるさまざまな仕組みづくり

○場づくり・プラットホームづくり

○社会福祉施設との連携

- ・高齢者施設や障がい者施設などと連携していく。
- ・施設の社会化により、地域の人が出入りしやすく、地域の「困った」を知り、課題解決にともに取り組んでいく。
- ・社会福祉施設は、希薄になったコミュニティの再生のために接着剤のような存在になってほしい。
- ・施設から、社会資源として利用してほしいことを情報発信してもらう。
- ・社会福祉施設も地元の町内会に加入して活動している。地元へ人的な協力や場所の提供をしている。

○社協と民児協、民生委員との連携

○共生型社会の実現にもつながる「新たな福祉人材の発掘と社会資源開発」

- ・高齢者、障がい者、また地域団体、それ以外の機関、団体を問わずそれぞれの特徴や民間会社、団体等と連携を模索していきたい。
- ・障がい者の就労支援機関との連携を深めたい。
- ・地域の困りごとを「仕事」として解決していくことがあるのではないか？

○ホームページを通じての情報発信

- ・活動メニューをホームページに掲載する。

○活動助成金の周知と活用

○公や民間の空き施設の活用

○身近な場所での活動拠点づくり、空き家を活用した拠点づくり

- ・空き家を地域の活動場所として活用する仕組みをつくる。
- ・健康づくり、仲間づくり、奉仕活動の拠点づくりが必要であり、開放された施設がほしい。
- ・町内集会所、スーパーの広場等を活用していく。

○住民と専門職との協働

【課題の多様化・複合化による、制度の狭間の問題の顕在化】

⑤ 市民の困りごとを受け止め、解決していく仕組みづくりに関するもの

○身近な相談の場づくり

- ・SOSが出せるしくみをつくっていく。

○専門職との協働

- ・住民で解決できる課題と専門的課題を整理していく。

○制度の狭間、対応機関の狭間の問題の把握・発信・対応

- ・相談機関のネットワークをつくっていく。

○相談員の資質向上、多職種連携

- ・相談員の資質向上を図る。スキルアップの研修会を開催する。
- ・事例検討会を開催し、つなぎ先や関係機関を把握し合い、解決の糸口をみんなで考え合う。

【社会的孤立・つながりの希薄化・共助力の低下】

⑥ 社会的孤立の解消、生きにくさを抱える人への理解促進、共生社会の実現に関するもの

○子どもの居場所づくり、集いの場づくりの推進～サロン食堂、子ども食堂など

- ・公民館の調理室を利用しての子ども食堂の開催。シルバーハウスの協力を得て勉強をみてもらう。
- ・地域団体やNPOと連携する。
- ・目的やテーマ別も含め、いろいろな人たちが気軽にふれあえる場をつくる。その立ち上げを応援する。
- ・地域で、「子ども食堂」をやりたいと思っている人を応援したい。
- ・子ども食堂を増やす。
- ・支援者等のネットワークをつくる。
- ・活動維持のための場所及び財源の確保を支援する。

○弱者にやさしい・排除されないまちづくり

○ひとり親の多様なニーズに応える活動

○支援のためのサービス・社会資源をたくさんつくる

○さまざまな居場所づくりと役割・出番づくり

- ・抱えていることを吐き出せる場、カフェ、サロン等を増やしていく。
- ・さまざまな「当事者」の居場所づくりをすすめる。
- ・支えられる側から支える側をめざした取り組みを支援していく。

【生活困窮者問題の顕在化】

⑦ 生活困窮者支援に関するもの

○「生活困窮者支援」のための社会資源開発

- ・夏、冬の冷暖房器具のレンタル、ワンコイン食堂等地域や民間会社、団体等と連携を模索していく。

○生活困窮者（生活保護含む）等セーフティネットでは生活ができない方への対応

- ・最低限の生活を営むことができるような手立てをつくっていく。

○生活保護受給者の働く意欲を作り出していく取り組み

○身近な相談の場づくり

- ・困りごとを相談しやすくする。

【住み慣れた地域で暮らし続けたい】

⑧ 地域包括ケアシステムの推進に関するもの

○共生型社会の実現、地域包括ケアシステムの推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業を推進する。
- ・地域の実情、特色を活かしたシステムづくりをすすめる。
- ・社会資源マップを作成していく。
- ・高齢者地域支え合い事業（地域での見守り活動）によるネットワーク活動を推進していく。
- ・プライバシーの保護と生活支援のはざまの取り組みについて検討していく。
- ・団体の垣根を越えた連携ケア会議を推進する。

○高齢者の健康寿命を延ばしたい

- ・老人クラブの活動を活発にする。
- ・「地域福祉推進施設」（仮称）の整備。→ いつでもだれでも集まれる開放施設を整備する。
- ・健康づくり、仲間づくり、奉仕活動の拠点づくりが必要であり、開放された施設がほしい。

○認知症になっても安心して暮らせる社会づくり

- ・人々への介護に関する情報の提供と「つどい」等への参加をバックアップする。
- ・介護に悩みがある人が皆で話すこと、聞くことで少しでも楽になるような場所を提供する。
- ・若年性認知症の人の居場所づくりをすすめる。
- ・認知症サポーター養成講座は高齢者が中心。子どもの頃から認知症のことを知るきっかけづくりを多機関で共有したい。（小・中学校でも開催している地域包括支援センターもある）
- ・親への介護のあり方を子どもとともにみんなで考える。（他人任せではないことを学ぶ）

【災害に強い、安心・安全なまちにしたい】

⑨ 災害対応に関するもの

○安心、安全なまちづくり

- ・災害時の取り組みや防災、防犯の視点が必要である。
- ・地域づくり、町内会活動を推進していく。
- ・地区社協の団結力、町内会組織の透明性と理解及び団結を推進する。
- ・若者や子育て世代の防災意識を高める。
- ・女性の力を災害時に活かす取り組みをすすめる。
- ・施設と地元自主防災会との相互応援協定の締結を促進する。
- ・福祉避難所の協定の締結を促進する。
- ・災害時の一時避難所、備蓄品の提供等を行う。
- ・町内の各種組織（町内会、自主防災会、民生委員、社協等）を災害時の対応組織として一体化し、その周知を行う。
- ・各町内毎に地形、河川、交通量、高層ビル等の相違に基づくマニュアル化をすすめる。

第2章 私たち住民・市民がめざす福祉のまちづくりに向けて

第2章 私たち住民・市民がめざす福祉のまちづくりに向けて

1 私たちがめざす住民主体のまちとは

「私たちがめざす住民主体のまちとはどんなまちだろうか」というテーマでアンケート等を行いました。私たち住民・市民自身が主人公となり、主体となってすすめるまちは、一定の地域エリアを設定して取り組むことが効果的であると考えます。そのエリアとしては、「町内会や小学校区エリア」という意見が多くありました。

そして、具体的にはどんなまちか・・・以下のキーワードとなりました。

たすけあいのあるまち	多様性が認められるまち
弱者にやさしいまち・排除されないまち	安心・安全なまち
居場所・役割があるまち	つながりがあるまち
専門職と協働できるまち	相談ができるまち
住民自らが考え、話し合い、実践できるまち	サービスがあるまち

【中区で出されたキーワード】

- ・ここに住んでよかったのう～と言えるまち
- ・住み慣れた家で、安心して暮らし続けられるまち
- ・子どもから高齢者まで地域で活動できるまち
- ・支え合い、助け合いができるまち
- ・育てあい、助けあい、ご近助のまち
- ・誰とも、またどんな人とも自由に声かけ合いができるまち
- ・隣近所で気に掛け合ってつながるまち
- ・住民同士が、無理なく声かけ、ゆるやかに支え合うまち
- ・安心・安全 仲間がいるまち

第1章で整理した地域生活課題は、次のように整理し、それらを解決していく「まちづくり」をめざしていくたいと考えました。

- ① 地縁組織への加入率低下により、支え合い活動が困難
- ② 担い手不足
- ③ 支援団体間、相談機関間の連携不足
- ④ 課題の多様化・複合化による、制度の狭間の問題の顕著化
- ⑤ 社会的孤立・つながりの希薄化・共助力の低下
- ⑥ 生活困窮者問題の顕在化
- ⑦ 住み慣れた地域で暮らし続けたい
- ⑧ 災害に強い、安心・安全なまちにしたい

これらのキーワードや地域生活課題から、私たちがめざす住民主体のまちを実現するため、次の基本理念と基本目標を定めました。私たちは、この基本理念と基本目標に基づきまちづくりをすすめていきます。

基本理念

みんなでつくる ささえあい 助け合いのまちをめざして

スローガン めざします 住んで良かった このまちに

基本目標

I 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち

- ・住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります。

II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

- ・薄れているつながりを紡ぎ直し、相互に連携して、さまざまな課題を解決していくまちをめざします。

III みんなにやさしい、誰も排除されない、

すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め、支え合いのあるまち

- ・すべての人が大切にされ、活躍できるまちをめざします。

2 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちを実現するために必要なことは？

提言・提案

第1章の1では、私たち住民・市民の暮らしにくさや地域生活課題を示しました。

第1章の2では、多様な民間の実践者・実践団体からの意見聴取に基づく、「中区の地域福祉の推進」への意見・思いと取り組みたい内容（アクションプラン例）を示しました。

第2章の1では、私たちがめざす「住民主体のまち」の姿を基本理念と基本目標として示しました。

ここでは、「目標とするまちを実現するために、向こう3か年で、私たちが課題を共有し、連携・協働して取り組みたい方策」を提案します。

今後、それぞれの民間団体が、活動目的に応じた圏域において、さまざまな角度からチャレンジしていくことを提案いたします。

あわせて、これらの提案に現在、市社協・区社協で取り組んでいる状況を紹介しています。

基本目標Ⅰ 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち

提案1 多様な活動主体（担い手、おせっかいさん、地縁組織、市民活動団体）の形成 【担い手づくり】

人は、「学ぶ・理解する」→「気づく・共感する」→「納得して行動する」という流れをとります。まずは関心を持つことから始まり、「何かやってみよう」と思う「発心」、行動を決意する「決心」を経て行動を実践し、「継続心」によって定着すると言われています。定着のためには、その行動を支える仲間や、歓迎してくれる場が必要です。

- ① 行動に結びつく学びの場づくりや主体形成を目標とした学びの場づくりをすすめます。
 - ・当事者の意見を聴くことや、体験学習、先駆的な実践例などの学びは、共感を得やすい内容です。
 - ・地区（学区）社協ですすめている「福祉のまちづくりプラン」の策定は、主体形成として有効な方法と言えます。
 - ・子どもや保護者、若者に、地域に愛着を持たせる学びの場づくりをすすめます。
- ② 担い手同士をつなぐ仲間づくりや、適切な活動場所へとつなぐコーディネーターを育成します。
- ③ 子どもや若者、元気な高齢者が、活動に参加できる環境づくりをすすめます。
- ④ 高齢者いきいき活動ポイント事業を活用し、高齢者の担い手を増やしていきます。

中区社協では、広島市社協及び各区社協とともに以下のこと取り組んでいます。

- ・ボランティアコーディネーター、総合相談員、生活支援コーディネーターの配置。
- ・さまざまなボランティア養成講座の開催。
- ・”やさしさ発見プログラム”の実施による体験学習の推進。
- ・地区社協役員研修等の実施。
- ・地域福祉推進委員の配置及び複数設置推奨。
- ・福祉委員等の設置推奨。
- ・「福祉のまちづくりプラン」の策定。
- ・生活支援センターの養成。
- ・障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの養成。
- ・生活支援員や市民後見人等、権利擁護の担い手の養成。

【中区からの提案～取り組みたい方策等～】

○地域づくり&ふるさとづくり、子どもたちがまた戻ってきたいまちづくりをすすめます。

○近所の交流、向こう三軒両隣の関係づくりをすすめます。

- ・地区社協が中心となり、地域事情は異なっていても町内会・自治会をはじめ、その他の団体と目的を同じくしてこのまちに住んでよかったと実感できるまちづくりをすすめる。
- ・高齢化している部分だけを取り上げるのでなく、これから働き盛りの若い世代の人たちに活躍してもらう場を提供し、人ととのつながりが希薄化している今だからこそ次世代につなげる仕組みを考えていく。
- ・子どもたちが、大人になって、またいつか戻ってきていたいまちをつくっていく。
- ・年齢や世代を問わないつながりづくりをすすめる。

○町内会、自治会活動の活性化をすすめます。

- ・町内会活動を活発にさせるには、町内会長だけでなく組長、子ども会、老人クラブ等、町内で顔の見える活動を充実させる。
- ・各町の組織は連合町内会、各町内会を母体に地区（学区）社協、老人クラブ、女性会、体協、民見協等で構成されているが、単独の活動になりがちである。これら団体がメンバーを出し部会をつくり連携することで幅広い活動が期待できる。
- ・町内会、自治会加入促進の取り組みとして
 - ◇災害支援をキーワードに加入促進の取り組みをすすめる。
 - ◇企業の社会貢献として、新聞、テレビ、ラジオ等マスコミに町内会・自治会の加入促進について取り上げてもらう。
 - ◇小学校入学の際に、保護者に加入を促す。
 - ◇町内会加入を促進する条例の制定を働きかける。
 - ◇町内会・自治会活動活性化検討委員会（仮称）を設置し、話し合いをすすめる。

○マンション住民の地域への参加と町内会への加入をすすめます。

○マンション等オートロックへの対応を検討します。

- ・マンション入居者に町内会加入を啓発する。
- ・自分たちの生活を豊かにする地域の行事への参加と自主防災会に加入し自助、共助の実践等、前向きな行動を期待します。
- ・マンションの町内会加入等、市とともに建設業者にアプローチする。

○安心、安全なまちづくりをすすめます。

- ・地区社協の団結力、町内会組織の透明性と理解及び団結を推進する。
- ・若者や子育て世代の防災意識を高める。
- ・女性の力を災害時に活かす取り組みをすすめる。
- ・施設と地元自主防災会との相互応援協定の締結を促進する。
- ・福祉避難所の協定の締結を促進する。
- ・災害時の一時避難所、備蓄品の提供等を行う。
- ・町内の各種組織（町内会、自主防災会、民生委員、社協等）を災害時の対応組織として一体化し、その周知を行う。

○子育てにやさしい地域づくり（子育て中の親と地域をつなぐ）をすすめます。

- ・地域で子どもの成長が歓迎される場をつくる。
- ・子育て中の親が参加しやすく、地域の方とのつながりができる企画（交流会等）をする。
- ・子育て親子同士の交流、地域支援者やボランティアと親の交流の機会をコーディネートする。

○子どもや親が地域に愛着を持てる福祉教育を推進します。

- ・将来を担う子どもたちが、自分の地域の中でお互いを思いやる気持ちを育していく。
- ・福祉教育・ボランティア活動の活性化をすすめる。（理解・共感・納得）
- ・町内会の活動が当たり前と思う若者を育していく。

○次世代のまちづくりを担う人財の発掘と育成をすすめます。

- ・地域貢献に熱意のある若い高齢者を発掘し、インセンティブを与える。
- ・自己実現意欲の強い人、社会貢献を喜びとする人、ボランティア精神に富んだ人を発掘・育成していく。
- ・担い手、おせっかいさんを育成していく。
- ・「地域レビュー講座」を開催する。
- ・福祉委員の拡充に加え、役割を明確にしていく。従来の役割は残しながら、見守りも絡めていくという方向づけを行う。

○「地域の達人プロジェクト」を推進します。

- ・得意分野や苦手分野の情報発信をして、協働できることを追求していく。
- ・高齢者の経験、技能を活かす「地域支援事業推進員」（仮称）を発掘、登録していく。
- ・「支える、支えられる」ではなく、「生きがい」「得意なこと」を活かしてつながりをつくる。

○共助、近助、助け合いのしくみづくりをすすめます。

- ・ボランティア（特別な活動をする特別な人間ではなく地域の“おせっかいさん”）を育成する。
- ・ボランティアや助け合いの意識を高めていく。30才代や40才代の人を活動に取り込んでいく。
- ・地区（学区）社協、地域包括支援センター、市民活動グループなどと小学校区や中学校区エリアでボランティア講座を開催する。

○住民一人一人、ボランティア活動実施の運動をすすめます。

- ・地域住民が何らかの形で地域活動に参加できるきっかけづくりをすすめる。

○各地区で1か所、ボランティアセンターを開設する取り組みをすすめます。

- ・民生委員児童委員と連携し、サポートしてもらい、できれば町内会単位で開設していく。
- ・地域への声かけ、ボランティア交流会を開催する。
- ・地図課題をコーディネートできる役の人を配置していく。

提案2 活動の立ち上げと継続のための支援 【環境（基盤）づくり】

- ① 活動拠点の確保をすすめます。
 - ・活動するためには、拠点を確保し継続利用が必要です。今後広く公や民間の空き施設を利用し、活動拠点が確保できるよう取り組みます。
- ② 助成事業の活用をすすめます。
 - ・住民活動の運営力を強化していく支援として、活動資金の助成が必要です。活動の立ち上げ及び継続のための助成金として、さまざまな助成事業があります。助成事業の周知に努め、積極的な活用をすすめます。
- ③ 活動をすすめるため中長期計画（プラン）の策定をすすめます。
 - ・活動する仲間や団体等で、課題や活動のすすめ方について、共通の認識を持つ必要があります。

市・区社協では、次のような【環境（基盤）づくり】を行っています。

- ・区社協配置の地域担当職員や生活支援コーディネーターが、相談助言や環境整備を行っています。
- ・地区（学区）社協への運営費補助や活動助成（福祉のまちづくり、福祉のまちづくりプラン、活動拠点づくり等）を行っています。
- ・市社協が実施している「ボランティアグループ立ち上げ応援助成事業」「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業」を活用して、ボランティアグループの新規結成や、先駆的解発的な取り組みをすすめる団体への活動助成を支援します。
- ・中区地域福祉センターの指定管理を行い、民間団体に活動の場を提供しています。

【中区からの提案～取り組みたい方策等～】

○身近な場所での活動拠点づくり、空き家を活用した拠点づくりをすすめます。

- ・空き家を地域の活動場所として活用する仕組みをつくる。
- ・健康づくり、仲間づくり、奉仕活動の拠点づくりが必要であり、開放された施設がほしい。
- ・町内集会所、スーパーの広場等を活用していく。

○ホームページを通じての情報発信をすすめます。

- ・活動メニューをホームページに掲載する。

基本目標Ⅱ 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、

課題解決ができるまちをめざして

提案3 課題解決のためのつながりづくり

【住民・市民と専門職がつながる、身近で包括的な相談支援体制づくり】

困りごと、課題をキャッチし、適切な機関（解決のために引き受けてくれる人・機関）につなぐ仕組みづくりが必要です。そのためには、「社会資源を知っている人・つなぐ人を地域の中にたくさん増やすこと」「専門機関のアウトリーチや協働」が不可欠です。

- ① 「発見とつなぎができる人」を、身近な地域から、区域、市域のそれぞれの圏域で位置づけ、意識化し、育成していく必要があります。

〔期待される住民・市民〕

- ・民生委員・児童委員　主任児童委員　・地域福祉推進委員　福祉委員等
- ・地区ボランティアバンクコーディネーター
- ・見守り活動やサロン、地区社協活動拠点の世話人

〔期待される専門職〕

- ・地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援事業所等の職員
- ・社会福祉法人の施設・事業所職員　・市、区社協職員

- ② 専門職には、積極的な「アウトリーチ」による地域支援を期待します。

- ③ 包括的な相談支援体制、ワンストップが求められています。

・相談機関が統合できなくても、すべての相談機関の相談員が「ことわらない、あきらめない、なげださない」という覚悟を持ち、異なる機関の相談員同士がたすけあう意識を持ち続ければ、ワンストップ機能は果たせます。

- ④ 既存の制度を活用するとともに、制度の狭間の問題に対しては、新たな社会資源をつくることが必要です。社会福祉法人や企業による地域貢献や社会貢献が期待されています。

市・区社協では、次のような【包括的な相談体制づくり】を行い、総合相談機能、ワンストップ機能が果たせるよう、それぞれの相談事業担当者が連携しています。

- ・広島市中区くらしサポートセンター。
- ・福祉サービス利用援助センター 「かけはし」「こうけん」。
- ・貸付事業。
- ・心配ごと相談。
- ・総合相談員の配置。
- ・市域のさまざまな相談機関を紹介した「暮らしの道しるべ」の配布。
- ・地区（学区）社協で取り組まれている近隣ミニネットワークづくり推進事業や高齢者地域支え合い事業では、気になる人の孤立防止と変化の早期発見と適切な相談機関へのつなぎになっています。

【中区からの提案～取り組みたい方策等～】

○身近な相談の場づくりをすすめます。

- ・SOSが出せるしくみをつくっていく。
- ・困りごとを相談しやすくする。
- ・できるだけたらい回しにしない。

○制度の狭間、対応機関の狭間の問題を把握・発信し、対応します。

- ・相談機関のネットワークをつくっていく。
- ・高齢者、障がい者、生活困窮者の垣根を越えて、地区社協単位で包括的な支援を行う。
- ・専門職の指導のもと、ボランティア、町内会役員等が担当する。

○専門職との協働をすすめます。

- ・住民で解決できる課題と専門的課題とを整理していく。

○相談員の資質向上、多職種連携に取り組みます。

- ・相談員の資質向上を図る。スキルアップの研修会を開催する。
- ・事例検討会を開催し、つなぎ先や関係機関を把握し合い、解決の糸口をみんなで考え合う。

基本目標Ⅲ みんなにやさしい、誰も排除されない、

すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまち

提案4 多様な活動主体の情報共有とプラットフォームづくりによる協働 【つながるための場づくり】

① なるべく小さなエリアで顔を合わせる場づくりをすすめます。

- ・地域住民が気軽に参加できる場（いきいきサロンやさまざまな行き場所・居場所など）を地域にたくさんつくり、言葉を交わし、顔なじみをつくる場、困り事や心配ごとを相談できる場にしていくことが必要です。

② 制度、サービスの利用がすすんでも、同じ地域に住む住民同士の縁、つながりは大切です。

③ 顔がわかり、言葉が交わせる関係になり、地域住民でできることと専門職にゆだねることなど、地域生活課題を解決するための役割分担・協働等について協議する場として、さまざまなプラットホームを設定していくことが必要です。

④ このプラットホームでは、キーパーソン、コーディネーター役の存在・育成が必要です。この役割は、専門職に期待がかかります。

⑤ 人が集まれば、情報が集まります。この情報を共有し、必要なことを発信し多くの人に知つてもらうこと、課題解決の近道です

⑥ 地縁組織・活動の閉塞感を軽減する方法として、新たな住民・市民の参加・参画を受け入れ、共に活動していくことを提案します。そして、多様な住民・市民活動組織が相互連携していくことが重要です。

⑦ 地道な地域活動をすすめることで、町内会等地縁組織への関心と参加が進み、加入促進が得られます。

中区社協では、次のような【つながるための場づくり】を行っています。

- ・ふれあいきいきサロン情報交換会（高齢者編）
- ・子育てサロン交流会
- ・ボランティア連絡会
- ・作業所連絡会
- ・在宅介護者の集い
- ・視覚障害者とボランティアの集い
- ・生活支援体制整備事業による、「区域協議体」

【中区からの提案～取り組みたい方策等～】

○小さなエリアでの顔を合わせる場づくり、多世代の居場所づくりをすすめます。

- ・町の小さな喫茶店では、老人が常連として通い、そこを拠点に日常の安否確認がなされている。
- ・スーパーやドラッグストアー、空き家を地域の活動場所として活用する。
- ・地域の困りごとのお手伝いを、高齢者や障がい者施設などと連携して行う。
- ・住民が地域のことについて意見交換できる場をつくる。
- ・専門職と意見交換し、協働できる場をつくる。
- ・誰でも参加できるサロンを作り、住民が言葉を交わせる場をつくる。

○さまざまな居場所づくりと役割・出番づくりをすすめます。

- ・抱えていることを吐き出せる場、カフェ、サロン等を増やしていく。
- ・さまざまな「当事者」の居場所づくりを行う。
- ・支えられる側から支える側をめざした取り組みを支援する。

○身近なところでSOSが出せる仕組みや人をつくります。

- ・助けてと手を上げやすい環境づくりをすすめる。
- ・地域の中で、助けを求めている人を見つけられる人を増やしたい。
- ・「あの人に聞いてみよう」と思われる人を増やす。地域で、相談役になれる人を見つけたい。

○社協と民児協、民生委員との連携を図ります。

○社会福祉施設との連携を図ります。

- ・施設の社会化により、地域の人が出入りしやすく、地域の「困った」を知り、課題解決にともに取り組んでいく。
- ・社会福祉施設は、希薄になったコミュニティの再生のために接着剤のような存在になってほしい。
- ・施設から、社会資源として利用してほしいことを情報発信してもらう。
- ・社会福祉施設も地元の町内会に加入して活動している。地元へ人的な協力や場所の提供をしている。

○共生型社会の実現、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業を推進する。
- ・地域の実情・特色を活かしたシステムづくりをすすめる。
- ・社会資源マップを作成していく。
- ・高齢者地域支え合い事業（地域での見守り活動）によるネットワーク活動を推進する。
- ・プライバシーの保護と生活支援のはざまの取り組みについて検討していく。
- ・地域では、個人情報、守秘義務という壁が立ちはだかり、なかなか活動がすすんでいかない。民生委員の協力は必要である。地域に対してどこまで情報提供が可能か、行政側でルールづくりをしてほしい。
- ・個人情報保護とその提供について、行政で条例を作ればいいのではないか。
- ・団体の垣根を越えた連携ケア会議を推進する。

○高齢者の健康寿命を延ばす取り組みをすすめます。

- ・老人クラブの活動を活発にする。
- ・「地域福祉推進施設」（仮称）の整備。→ いつでもだれでも集まれる開放施設を整備する。
- ・健康づくり、仲間づくり、奉仕活動の拠点づくりが必要であり、開放された施設がほしい。

○認知症になっても安心して暮らせる社会づくりをすすめます。

- ・人々への介護に関する情報の提供と「つどい」等への参加をバックアップする。
- ・介護に悩みがある人が皆で話すこと、聞くことで少しでも楽になるような場所を提供する。
- ・若年性認知症の人の居場所づくりをすすめる。
- ・親への介護のあり方を子どもとともにみんなで考える。（他人まかせではないことを学ぶ）

○ひとり親の多様なニーズに応える活動に取り組みます。

○子どもの居場所づくり、集いの場づくりを推進します。（サロン食堂、子ども食堂等）

- ・目的やテーマ別も含め、いろいろな人たちが気軽にふれあえる場をつくる。その立ち上げを応援する。
- ・子ども食堂を増やす。
 - ◆支援者等のネットワークをつくる。
 - ◆活動維持のための場所及び財源の確保を支援する。

○支援のためのサービス・社会資源をたくさんつくります。

○生活困窮者等セーフティネットでは生活ができない方への対応を検討します。

- ・最低限の生活を営むことができるような手立てをつくっていく。

参考（これまでの整理）

第1章の1 地域生活課題	第1章の2 意見・思い	第2章の1 理想のまち 基本目標[目指すまち]	第2章の2 目標実現のための 手段の提案
① 地縁縁組織の加入率低下による支え合い活動が困難	①町内会や自治会等、地縁組織の活性化や地域づくりに関するもの ②地域における子どもの育ちの支援に関するもの	・住民自らが考え、話し合い、実践できるまち ↓ I 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち	1 担い手づくり 2 環境(基盤)づくり
②担い手の不足	③担い手づくり、福祉教育・ボランティア活動の活性化		
③支援団体間、相談機関間の連携不足	④地域福祉推進のための仕組みづくり、情報共有とネットワークの拡大、活動の活性化と継続に関するもの ⑦市民の困りごとを受け止め、解決していくける仕組みづくりに関するもの	・専門職と協働できるまち ・相談ができるまち ・サービスがあるまち ↓ II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決できるまち	3 住民・市民と専門職がつながる、身近で包括的な相談支援体制づくり
⑤社会的孤立化、つながりの希薄化、共助力の低下	⑥社会的孤立の解消、生きにくさを抱える人への理解促進、共生型社会の実現に関するもの	・たすけあいのあるまち ・多様性が認められるまち ・弱者にやさしいまち・排除されないまち ・居場所・役割があるまち ・つながりがあるまち ・安心・安全なまち ↓ III みんなにやさしい、誰も排除されない、すべての人に居場所と役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまち	4 つながるための場づくり
⑥生活困窮者問題の顕著化	⑦生活困窮者支援に関するもの		
④課題の多様化・複合化、制度の狭間の問題の顕著化	⑤市民の困りごとを受け止め、解決していくける仕組みづくりに関するもの		
⑦住み慣れた地域で暮らし続けたい	⑧地域包括ケアシステムの推進に関するもの		
⑧災害に強い、安心・安全なまちにしたい	⑨災害対応に関するもの		

第3章 中区社協の活動・組織発展強化計画

第3章 中区社協の活動・組織発展強化計画～中区社協が行う事業・取り組み～

第1章で、地域生活課題とその解決に向けた住民・市民の意見・思いを明らかにし、第2章で、私たち住民・市民がめざす住民主体のまちの目標と、その目標を実現するための方策を提案しました。

第3章では、これらの意見や提案を受けて、市・区社協としての立ち位置（スタンス）、役割を再確認した上で、中区社協の向こう3か年の活動・組織発展強化計画をつくりました。

1 市・区社協の立ち位置（スタンス）、役割

（1）社協職員アンケートの実施

住民・市民による地域福祉の推進が必要とされる中、私たち社協職員自身は、今何を思い、日々の仕事をしているのかを把握するため、職員アンケートを実施しました。（実施時期～平成29年12月）

その結果、こんな姿が浮かび上りました。

（市民から期待されていると思うこと）

①福祉に関するこの総合相談窓口であること

- ・困ったことがあれば、まず相談できる社協、話を聴いてもらえる社協・・・など

②つないで課題解決

- ・主役ではなく縁の下の力持ち
- ・打てば響くような、人と人、人と組織、地域と行政・・・をつなぐかけはし
- ・地域の声を聴き、相談者の思いを受け止め、解決に向けてアクション、コーディネートしてくれる・・・など

③地域づくり

- ・誰もが暮らしやすい、居場所のある（孤立しない）地域づくりに貢献すること
- ・地域の福祉力を上げること
- ・行政では対応できることへの柔軟な支援、地域の人たちの活動への支援 など

（理想とする社協職員像）

- ・住民・市民とともに（住民・市民のために）
- ・誰もが暮らしやすい、居場所のある（孤立しない）地域づくりをめざして
- ・住民・市民に寄り添い信頼され、課題解決できる職員

この結果は、第2章の1に記載した「私たちがめざす住民主体のまち」に一致することになりました。

すなわち、①「自ら考え、話し合い、実践する住民・市民」とともに

② 専門職としての力量を高め課題解決を図り

③「すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちづくりに貢献する」ということです。

これが、向こう3か年の、活動・組織発展強化計画を推進する上での社協職員のスタンスです。このことを組織の目標として位置づけていきます。

(2) 社協職員共通スローガン

- 1 自ら考え、話し合い、実践する住民・市民とともに地域づくりをすすめます。
- 2 住民・市民の困りごとを受け止め、専門職としての力量を高め、他機関・団体とともに、課題解決を図ります。
- 3 みんなにやさしい、誰も排除されない、
すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちづくりに貢献します。

2 活動・組織発展強化計画の基本的考え方

(1) 基本理念

みんなでつくる ささえあい 助け合いのまちをめざして

スローガン

『めざします 住んで良かった このまちに』

(2) 基本目標

- I 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち
- II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、解決できるまち
- III みんなにやさしい、誰も排除されない、
すべての人に居場所と役割があり、多様性を認め合い、支え合いのまち

(3) 事業を推進する方針

第2章に掲げている基本理念・基本目標及びそれを実現するための方策の提案を踏まえつつ、さらには第6次計画の継続性も考慮し、市・区社協が取り組む向こう3か年の事業推進方針は、次の4つとしました。

第7次計画では、「多様な民間団体や行政と協働して、どう地域福祉を推進していくか」というテーマに沿い、「多様な市民活動を応援します」という方針を明確に位置づけました。

- 1 福祉のまちづくりをすすめる活動を推進します。
- 2 多様な市民活動を応援します。
- 3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます。
- 4 組織・財政の充実強化を図ります。

(4) 「基本目標を実現するための提案」との関連

中区社協の活動・組織発展強化計画（平成30年度～32年度）の内容は、36ページ～42ページに掲げているとおりですが、「基本目標を実現するための提案」との関連を、次のとおり示します。

基本目標	目標実現のための手段の提案	中区社協で取り組むこと 「推進方針に基づく活動・組織発展強化計画」
I 住民・市民が自らが考え、話し合い、実践できるまち	1 担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動の担い手の育成・拡大 ●福祉教育の推進 ●ボランティア活動の推進 ●災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備 ●地縁組織や地域活動への理解と関心を高める ●地域における権利擁護の担い手育成 ●福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進 ●子どもの育ちの支援 ●期待される役割を担える社協職員の育成 ●福祉教育の推進による当事者理解の促進とゲストティーチャーの養成 ●地域づくりに当事者参画を促す ●居場所と役割があり、自己有用感を感じられる地域づくりの推進
	2 環境（基盤）づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充 ●地区社協活動拠点づくりの推進 ●共同募金活動の推進 ●先駆的開拓的取り組みの把握と活動支援 ●中区地域福祉センターの利用推進 ●組織の強化 ●自主財源確保による自主事業の推進
II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決できるまち	3 住民・市民と専門職がつながる、身近で包括的な相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●広島市中区くらしサポートセンターによる支援 ●かけはし、こうけん等を通じた、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援拡充 ●課題解決のための社会資源の拡充 ●生活困窮者支援を通じた地域づくり、個別支援から地域支援へ
III みんなにやさしい、誰も排除されない、すべての人に居場所と役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまち	4 つながるための場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充 ●福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進 ●地域包括ケアシステムへの参画 ●生活支援体制整備事業の推進 ●子どもとともに考え、取り組む「2025年問題」 ●子どもの育ちの支援 ●社会福祉法人と連携した地域貢献の推進 ●企業による社会貢献の推進支援 ●多様なつなぎ、プラットフォーム、ネットワークづくりの推進

3 推進方針に基づく活動・組織発展強化計画

(1) 福祉のまちづくりをすすめる活動を推進します。

●小地域福祉活動の活性化

(1) 新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充

(近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業)

◇住民（地区（学区）社協や町内会・自治会など）が取り組む福祉のまちづくりを継続して支援します。

◇行政施策の活用や地域活動との連携を視野に入れた「福祉のまちづくりのあり方」の検討を行います。

（高齢者地域支え合い事業、避難行動要支援者避難支援制度、個人情報の保護と情報共有のためのルールづくりなど）

◇町内会加入率を上げる取り組みとして「町内会・自治会活動活性化検討委員会（仮称）等の設置」により、具体的な取り組みを提案していきます。

(2) 地区社協活動拠点づくりの推進

拠点は、地区社協のシンボルになっているとともに、住民の声が集まる場です。把握した課題や相談ごとの解決に向けて情報共有したり、専門機関につなぐ重要な役割が期待されています。

◇自分たちのまちに住民が集まれる場所や、まちの情報が集まり発信するしくみがある拠点づくりを推進します。

◇各種助成事業を活用し、新規拠点の設置と既存拠点の活動継続を支援します。

◇拠点開設の方法の検討や開設事例の紹介など、地域への支援を継続して行います。

(3) 福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進

わがまちの課題を見出し、その解決策を住民自らが話し合い、“自分たちのまちをどんなまちにしたいのか”、将来のまちのあり方、姿を考える「福祉のまちづくりプランの策定」は、住民主体で福祉のまちづくりを計画的にすすめていく上で不可欠です。

◇第二次プラン策定地区の拡大を目標に掲げ、地区社協へ積極的な働きかけを行います。

【福祉のまちづくりプラン策定支援事業について】

福祉のまちづくりプランの策定は、住民が自分たちのまちのことを考え、地域の活動に参画するきっかけづくりになります。「人から言われたからではなく、自分たちで考えた活動計画なので愛着がある」と言われた方もおられました。まさにまちづくりの第一歩です。

まちづくりプランの策定は、まず自分たちの住んでいるまちに、どのような問題があるのか、住民がどのようなことを望んでいるのかを発見し、把握することから始まります。策定方法や手順には共通した取り組み方があり、多く見られるのは「福祉のまちづくりプラン策定委員会」を設置しすすめていく方法です。

策定委員会では、前述したように地域の問題や住民のニーズの把握から始めます。「世代を越えた住民の声を知りたい」と住民アンケートを全戸に実施する地区や、住民だけでなく、圏域の地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネージャー）などの専門職アンケートを実施する地区もあります。重要なことは把握したことをできるだけ多くの住民に伝え、問題意識を共有することです。先行地区では住民報告会を開催したり、ワークショップで問題の整理を行ったところあります。

集まった意見を策定委員会で検討し、計画期間中に実施することを決めていきます。実施することが決まれば、それをいつから、誰が、どんなふうに、いつまでに実施していくのかを決めていきます。

策定委員会のメンバーは、地域の各団体の長が集まるところが多いですが、地元の商店街や施設の方、公民館長、地域包括支援センターなどもメンバーになっている地区もあります。小学生にも意見を求めるという方法もあるようです。

総合的、計画的に「こんな地域になったら」「こんな地域にしたい」を表現し、それを目に見える形で住民に示すことで、同じ方向を向いてまちづくりを展開していくことができる、さまざまな立場の意見は重要です。子どもたちから「まち点検」を通して意見を聴くなども実施し、幅広い世代による福祉のまちづくりプラン策定が行われています。

「自分たちのまちをどんなまちにしたいのか」これこそが住民主体のまちづくりです。

市社協及び区社協は共に、財政面や策定方法の助言を行うなど地区社協を支援することで、世代を越えて自分た

ちのまちを改めて認識してもらい、希薄化してきたと言われる住民同士のつながりの回復や、住民の地域に対する

帰属意識の高まり、地域福祉活動への参加促進につながるものと考えています。

(4) 地域福祉活動の担い手の育成・拡大（担い手づくり）

- ◇自分たちのまちを自分たちの活動で、住み続けたいまちにするために、横断的に地域福祉活動に携わる人を育成、支援します。
- ◇次世代のまちづくりを担う人財の発掘と育成をすすめます。
- ◇地域福祉推進委員の複数設置や福祉委員等の設置を推奨します。
- ◇区社協ボランティアセンター、地区ボランティアバンクにおいても、広く地域福祉活動への参加者を増やしていく取り組みをすすめます。
- ◇「地域の達人プロジェクト」を推進します。
- ◇住民一人一人、ボランティア活動実施の運動をすすめます。
- ◇障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーを養成します。
- ◇生活支援サポーターを養成します。
- ◇生活支援員、後見支援員等の養成を支援します。
- ◇さまざまな人の居場所づくりに取り組む市民を応援します。

(5) 地域包括ケアシステムへの参画による地域住民が主体となった地域づくりの推進

◇住民同士や住民と専門職など、さまざまな支え合いの活動がある福祉のまちづくりをすすめます。

◇さまざまな場づくり（相談できる場や集える場など）をすすめます。

◇小さなエリアでの顔を合わせる場づくり、多世代の居場所づくりをすすめます。

◇さまざまな居場所づくりと役割・出番づくりをすすめます。

◇身近なところでSOSが出せる仕組みや人をつくります。

◇介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業を活用した地域づくりをすすめます。

・地域の実情、特色を活かしたシステムづくりをすすめます。

・社会資源マップづくりに取り組みます。

・区生活支援コーディネーターの活動を強化し、区域協議体の企画や運営、サロンや住民主体型生活支援サービスの活動団体の支援、高齢者地域支え合い事業作業部会、運営委員会への参画などをすすめます。

◇子どもと一緒に2025年問題の対策を考える取り組みを推進します。

【市・区社協が実施する地域包括ケアシステム構築に向けた動き】

高齢者一人一人が生き生きと暮らし、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けるまちを実現するため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組み（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの確立に向け、広島市から委託を受け、市社協及び各区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備を推進しています。

地域ごとに抱えている課題は異なり、必要な社会資源もさまざまです。地域にどのような社会資源があれば、その地域で地域包括ケアシステムを実現できるのか。誰かそれに対応することができるのか等、地域の現状について把握していきます。

その地域にはない社会資源が隣接する地域にはある場合もあります。そういう地域の課題を把握し、社会資源の開発や調整を行うのが「協議体」になります。

協議体の事務局機能は、市社協及び区社協の生活支援コーディネーターが担います。

協議体メンバーの選定は、各区健康長寿課と生活支援コーディネーター、地域包括支援センターで協議しながら決めていき、必要に応じてその時々でメンバーを変えることも考えられます。

地域の生の声を聴き、必要に応じた社会資源の開発を、地域の方々や他機関、他職種の方々との協働の中で図れたらと考えています。

(6) 共同募金（赤い羽根募金）活動の推進

地域の皆様方からいただいた募金は、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」への助成など地区（学区）社協活動の応援をはじめ、社会福祉活動団体への助成等に活用されています。

また、各都道府県の共同募金会では、災害に備えて、赤い羽根共同募金の一部を積み立て、災害発生時に被災地の「災害ボランティアセンター」の運営等に助成を行う「災害準備金」制度を設けています。平成26年の「8・20広島豪雨災害」においても、災害ボランティアセンターの運営に活用されました。

その他、通常の募金活動に加えて、「地域テーマ募金」の仕組みがあり、その地域で必要な資金を活動の趣

旨や方針に賛同する人から集めていくこともできます。

中区社協では、地区(学区)社協活動をはじめとする地域福祉活動を実践する方々へ、共同募金の意義や必要性を説明し、広く募金を呼びかけるとともに、助成申請等の支援を行い地区(学区)社協活動を支援します。

●子どもの育ちの支援

『子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会 報告書』(平成29年1月)に基づく取り組みを支援します。

◇子どもの育ちの支援に取り組むさまざまな住民・市民と連携した福祉のまちづくりをすすめます。

◇子ども食堂や学習支援等子どもの居場所づくりの支援を行います。

◇子どもや親が地域に愛着が持てるよう、また子育てにやりがいと喜びを感じることができる仕組みづくり(福祉教育)を推進します。

●福祉教育の推進

「住民主体のまち」をつくるためには、福祉教育の推進は、重要であると考えます。地域団体、福祉施設、当事者団体等の協力を得て、地域の中にたくさんの体験の場を増やしていきます。

◇体験！発見！！ほっとけん！！！ やさしさ発見プログラムの実施団体の拡大をすすめます。

◇福祉教育をすすめる環境整備を行います。

地域における福祉教育を推進するため、学習サポーター養成講座等既存の講座に福祉教育の視点や要素を取り入れ、福祉教育に関する相談に乗りアドバイスのできる人材を地域の中に増やしていきます。

◇障がい者理解の促進に取り組みます。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がいを理由とする不当な差別を禁止し、障がい者が壁を感じることなく生活できるよう「合理的配慮」を提供することが国や自治体に義務付けられました。

研修を実施する際には手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、障がいがあっても参加しやすいような配慮をしていきます。障がいや障がい者の理解への意識づけや啓発につなげていきます。

◇認知症の人への正しい理解をすすめ、認知症になっても安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます。

◇地縁組織や地域の活動への理解と関心を高める取り組みをすすめます。特に若い人たちの理解を求めていく取り組みをすすめます。

●社会福祉法人と連携した地域貢献活動の推進

『広島市域の社会福祉法人が連携して取り組む新たな地域貢献事業 提案書』(平成29年3月)に基づき連携した取り組みを推進します。

◇社会福祉施設との連携を図ります。

- ◇分野を超えた横断的な区域ネットワークづくりをすすめます。
- ◇社会福祉法人による地域貢献の取り組みを積極的に広報していきます。

(2) 多様な市民活動を応援します。

●ボランティア活動の推進

- ◇新たな社会的課題に対応できる、世代や環境を越えて、支え合い、助け合う意識を醸成します。
- ◇地縁組織、ボランティアグループ、NPOなどさまざまな実践を応援します。
- ◇ボランティアの高齢化に対応するため、壮年層のボランティア意識の醸成や学生の福祉への参画を促進します。
- ◇社会貢献活動について企業へ積極的な働きかけを行うとともに、活動場面を開拓し情報提供を行います。

●災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備

- ◇平成26年に発生した「8・20広島豪雨災害」での経験を継承し、風化させない取り組みを推進します。
- ◇住民・市民の平素からのつながりの大切さを認識する啓発活動を推進します。
- ◇中区内の防災訓練等に協力し、災害ボランティアハンドブックやパネルを活用して、災害に備える意識を高めています。
- ◇災害時にボランティア活動を行う団体と日頃から顔の見える関係づくりを行います。
- ◇災害時に被災地支援が円滑に行えるように、災害ボランティアを養成します。
- ◇発災時には、被災地の災害ボランティアに関する情報を収集して発信します。

●福祉情報の発信

- ◇中区社協広報紙「まちづくり」を年3回、カラー印刷で発行し、タイムリーな情報を区民に届けます。
- ◇ホームページを活用し、ボランティアの募集や福祉イベント等の情報など広く、福祉やボランティアに関する情報を提供します。

●先駆的・開拓的な取り組みの把握と活動支援

- ◇地区（学区）社協の活動に必要な助成について、情報提供を行い、タイムリーな支援を行います。

●当事者の社会参画の促進

- ◇福祉教育におけるゲストティチャー（講師）養成に当事者の参加をすすめます。
- ◇障がいのある人、認知症高齢者、子育て中の親とその子等、孤立しがちな当事者同士をつなぎ、仲間づくりをすすめます。
- ◇当事者も地域づくりの一員、担い手として位置づけ、地域活動への参加を推進します。
- ◇さまざまな活動への参加を通じて、居場所や役割がある、当事者自身が自己有用感を感じられる地域づくりをめざします。

●多様なつなぎ、プラットホーム、ネットワークづくりの推進

- ◇活動実践者同士の「つなぎ」、実践団体と活動希望者との「つなぎ」、支援ができる人と支援が必要な人の「つなぎ」など、さまざまな「つなぎ」をすすめ、プラットホームづくりに取り組みます。

●中区地域福祉センターの利用促進

- ◇中区社協広報紙「まちづくり」による広報や、利用促進のための事業を実施します。
- ◇区民が利用しやすい地域福祉センターの機能の充実を図ります。
- ◇年間60,000人（事業計画の数値目標）以上の利用をめざします。

（3）一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます。

●身近で包括的な相談支援体制づくり

（1）広島市中区くらしサポートセンター事業の推進、支援

- ◇さまざまな相談機関や事業所、支援団体と連携、協働し、発見と支援のネットワークづくりをすすめます。
- ◇民生委員等地域関係者との情報共有に努め、相談者の地域生活を支援します。
- ◇生活困窮をもたらす社会的背景や困窮者の思い、支援方法等について住民理解をすすめるとともに、課題解決が円滑に行われるよう社会資源の開発を努めるなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりをすすめます。

（2）福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進、支援

- ◇判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理のサポートをすることによって、地域で暮らせる仕組みづくりを行います。

（3）成年後見事業（こうけん）の推進、支援

◇かけはし利用等一定の条件を満たす方について、市社協で成年後見人を受任して、その方が安心して暮らしていくよう財産管理と身上監護を行います。

(4) 課題解決のための社会資源の拡充

◇地域住民の声から専門職が課題を把握できるよう、アウトリーチに努めます。

◇把握した課題を共有し、解決方法について検討し合う仕組みづくりをすすめます。

◇地域ケア会議、区域協議体、社会福祉法人による地域貢献推進担当者による区域ネットワーク会議等相談機関のプラットホームづくりをすすめます。

◇相談の入口支援と出口支援を充実させるため、地域における社会資源の把握と新たな社会資源の発掘、創造を図ります。

◇支援のためのサービス、社会資源づくりに取り組みます。

(5) 個別支援から地域づくりへ

◇「困っている人が孤立しない地域づくり」をめざします。

「今、困っている人を支援する」「困っている人が孤立しない地域をつくる」「困っている人を支援する人を育てる」を常に意識し、個別の支援に取り組みます。

◇コミュニティソーシャルワーク技術の習得をすすめ、社協職員の資質向上を図ります。

(4) 組織・財政の充実強化を図ります。

●組織の強化

◇市社協及び区社協の役割を明確にし、法人のあり方を市社協とともに検討します。

◇各個別事業担当嘱託職員の業務内容・待遇の一本化及び正職員化を市社協とともに検討します。

●自主財源の確保と活用～自主財源の確保による自主事業の推進～

区社協の活動基盤を整備、強化していくため、自主財源の確保に取り組むとともに、寄附者の意向等に留意しつつ、自主財源の有効活用をすすめます。

◇賛助会員加入者、加入団体、企業の拡大に努めます。

資料編

1 意見聴取（ヒヤリング）の一部抜粋

2 関係資料

3 第7次計画策定（会議開催状況）

委員名簿

総務・企画委員会 委員名簿

ボランティアセンター運営委員会 委員名簿

中区社協の概要

1. 意見聴取（ヒヤリング）の一部抜粋

「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民の意見・思い

今回の計画では、「中区の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか」という視点で策定していくため、住民・市民によるさまざまな民間団体等、多様な立場からの参画を求め、意見聴取を行いました。

第1章では、多様な民間団体、実践者からの意見聴取（ヒヤリング）に基づき、「中区の地域福祉の推進」に対する住民・市民（実践者・実践団体）の意見・思いをまとめています。

ここでは、〈行政と協働したいことや提案、政策提言等〉や〈中区社会福祉協議会に期待すること等〉、〈中区内の「町内会や小学校区エリア」の課題に関する意見等〉を掲載しています。

- ※ 「中区の地域福祉推進」という目的において、平成30年度からの向こう3か年くらいのめやすで、貴会またはあなたが取り組みたいテーマ、取り組むべきテーマ等
そのテーマに取り組むための、自身のアクションプラン、他の団体と連携して取り組みたいアクションプラン
- ※ 行政と協働したいことや提案、政策提言等
- ※ 中区社会福祉協議会に期待すること等
- ※ 中区内の「町内会や小学校区エリア」の課題に関する意見等

〈行政と協働したいことや提案、政策提言等〉

※意見聴取（ヒヤリング）では、次のような「行政への提案や協働、政策提言等」に関する意見も出されました。（第1章及び第2章も参照）

【地縁組織・団体が抱える課題～加入率低下による支え合い活動が困難】

- ・市の職員を地域に派遣してもらい、複数町を専属に担当して相談や市との連絡を手伝ってほしい。
- ・区役所のバックアップ＆フォローが必要と考えます。
- ・教育現場で町内会の活動を児童、生徒、PTAに働きかけてもらう。
- ・市の広報番組で町内会の活動を定期的に扱ってもらう。
- ・小学校の教材「町内会知ってるカイ？」を積極的に活用する。
- ・小学校入学時に、町内会や子ども会への参加・加入を促すことについて、学校の協力が得られないか（文書配布など）。
- ・加入を促進する条例の制定。
- ・町内会活動への公費助成（公費助成があれば会費も減額することができる）。
- ・住民の意識改革。
- ・教育の改革～歴代における公平への教育は個人（自分）さえよければいいという、利己主義の意識を助長している。
- ・行政側の人が、日頃町内活動をすることが望ましい。ゴミ拾い、町内（小学校区等）運動会、各種催物への参加等。退職後ボランティア活動をしてもらいたい。
- ・町の小さな喫茶店が必要である。ボランティアではなくなか続かないの、こういった店が営業できる仕組みが

できれば良いと思います。

- ・空き家スペースの活用には税金や維持費等に配慮してほしい。
- ・地区（学区）社協の活動を推進していくにはもっと財源が必要である。
- ・行政さんも町内会がどのような活動をしているか知っていれば提案ができるのでは。
- ・町内会組織を行政の末端として、利用してきています。行政は町内会に何をして下さっているのでしょうか？それが見えません。
- ・事例研究、役員になれる人の発掘、世話人としての自覚を持つ研修会を開催してほしい。
- ・行政も町内会に何かと委託されます。町内会充実のため、もっと大々的に町内会加入のPRをしていただきたい。
- ・助成金を増やして欲しい。
- ・地区（学区）社協や町内会等にもっと補助金を出してほしい。何をするにもお金が必要となる。行政はボランティアに頼りすぎている。
- ・町内会への入会をもっとすすめて下さい。
- ・10年先はどうなるか。此の事を考えても若い人の入居を希望する。
- ・転入手続時に市民課の窓口で町内会加入にあたっての連絡先一覧などを案内する。（どこに言つたらいいのかからす加入しないままの人も多い）
- ・住民がその気になって地域づくりに取り組めるように、テレビや新聞、広報紙などメディアをしっかり活用していく。地域の好事例をどんどん紹介する。主役は住民です。
- ・地域への予算確保。
- ・公共施設の開放。活動の場の提供。
- ・運営費等への補助。

【扱い手不足】

- ・学校の福祉教育や企業の社員教育にもっと位置づけてほしい。
- ・公共に奉仕された公務員、医療や介護に関係された方が一番福祉に理解があると思われる所以、在職中から研鑽を積んでほしい。
- ・地区ボランティアセンターへの経費の助成。
- ・女性の社会進出によって近隣交流が変化している現状を把握してほしい。

【支援団体間、相談機関間の連携不足】

- ・異業種交流の場を設定してほしい。
- ・広報をする上でのプロジェクト等を検討。
- ・地域福祉についての広報活動を丹念に行う。さまざまな取り組みを始めたり、すすめたりする上で、趣旨の説明と理解は必ず行ってほしい。情勢も含め、地域や民間企業等へ丁寧な説明を行ってほしい。

【孤立化・つながりの希薄化・共助力の低下】

- ・障害福祉サービスではショートステイがあるが、中区には2ヶ所しかない。日中の過ごせる場所と合わせて何かの際に泊まることができる場があれば良い ⇒緊急時に利用できる場所、日中の活動の場、夜間の宿泊
- ・制度やサービス利用以外での誰でも参加できるようなクラブ活動、サークル、イベントなどの取り組み（外出の機会）⇒体験の場、活動の場
- ・1泊～1ヶ月程度、ヘルパーも利用できるようにして障がい者が一人暮らしの体験をくり返すことで自信をもつて地域移行できるように自立体験できる訓練施設が欲しい。
- ・障がい者のグループホームの体験ができたように、一人暮らしの場合も体験できる仕組みをつくってほしい。

【住み慣れた地域で暮らしたい】

- ・人口減少、老老介護等問題が山積している、行政も住民も大変な時代になっている。住民の意識改革と共に行政も意識改革が大切。縦割り解消、横通し。

- ・市が把握している問題点を各部局に投げかけ解決策を見出して欲しい。
- ・公園に老人向け健康増進器具がほしい。公共の公園には子ども用の遊び道具はあるが、高齢者用の健康増進器具はない。午前中活用できる器具の整備がほしい。
- ・生活支援や孤立化を防ぐ種々の支援についての取り組みと個人のプライバシー保護との関連対応について検討してほしい。
- ・地域では、個人情報、守秘義務という壁が立ちはだかり、なかなか活動がすすんでいない。民生委員さんの協力は必要である。地域に対してどこまで情報提供が可能か、行政側でルールづくりをしてほしい。
- ・個人情報保護とその提供について、行政で条例をつくればいいのではないか。
- ・地域包括ケアシステムの構築では、行政は財政支援を含む推進体制づくりをしてほしい。
- ・地域共生社会の実現では、啓発活動を積極的に行ってほしい。社会資源マップの作成。
- ・介護に関する社会資源利用のノウハウや制度について情報提供してほしい。
- ・住民票による名簿の提供等情報力欲しい
- ・情報共有できる仕組みを作ってほしい。
- ・取り組みの中で既存の制度（住民主体型サービス etc）と地域のニーズがマッチしていない点を挙げ、制度改善につなげていく。
- ・住民、行政、関係機関全体で地域包括ケアに取り組んでほしい。
- ・行政は、今地域に対して、次から次へと事業や活動を下ろしてきている。

＜中区社会福祉協議会に期待すること等＞

※意見聴取（ヒヤリング）では、次のような「中区社会福祉協議会に期待すること等」に関する意見も出されました。（第1章及び第3章も参照）

PART 1 ～役員、評議員、委員会委員からの意見聴取より抜粋～

- ・防災にも力を入れてほしい。
- ・行政とのパイプ役をしてほしい。
- ・社協が住民サービスの重要な役割を担っている。どんな活動も他団体との連携、支援が重要である。地区（学区）社協が町のまとめ役、推進役。区社協、市社協の活動に期待したい。
- ・高齢者の経験、技能を活かす「地域支援事業推進員」（仮称）を発掘、登録してほしい。
- ・地域支援を必要とする高齢者の要望を受付、業務の手配、実施等の拠点をつくってほしい。
- ・地区（学区）社協のいろいろな問題を行政に伝えてほしい。
- ・地域に合った高齢者支援を推進するシステムづくりと具体的な組織づくりをしてほしい。
- ・ボランティアの養成講座の指導をお願いしたい。
- ・地区全般に福祉委員制度が普及するよう努めてもらい、福祉委員の社会的地位の確立と研修会等の実施により知識、技能の共有を図ってもらいたい。
- ・啓発活動を積極的に行ってほしい。社会資源マップの作成。
- ・地区（学区）社協、スーパー や ドラッグストアー、高齢者や障がい者施設などとの連携。
- ・情報提供をしっかりしてほしい。
- ・支援者を増やす研修会を地区（学区）社協、地域包括支援センター、市民活動グループなどと、小学校区や中学校区エリアで開催してほしい。
- ・情報交換の場の設定や調整をしてほしい。
- ・各種ボランティア養成の機会（講座など）の定例化。
- ・行政の下請ではなく社会福祉協議会だからこそ行える事業、効果を示せる事業を行政との連携のもとにすすめてほしい。
- ・やさしさ発見プログラムを通して、なかまの活躍の場が広がることを期待したい。
- ・地域への声かけ、ボランティア交流会の開催。
- ・地域リーダー養成講座など研修の機会をつくってほしい。
- ・地域づくり、町内会活動の推進。
- ・人々への介護に関する情報提供と「つどい」等へのバックアップ。

PART2 ～地域包括支援センター、障害者生活支援センター等からの意見聴取より抜粋～

- ・地域包括支援センターが普段あまり関わらない地域団体やNPO、個人活動の方々などとのコーディネートをして頂きたい。
- ・認知症に対する理解、地域づくりは大きな社会問題のひとつである。地区（学区）社協、PTAなどの三世代に関わることが多い。中区社協との連携により、安心して暮らせるまちづくりを多機関の協働をお願いしたい。
- ・町内会長等へ「高齢者地域支え合い事業」をPRするような研修会等の場づくりをお願いしたい。研修会等の場で、地区社協、民生委員、地域包括支援センター等が一同に参加できるような顔の見える関係づくりを協働でお願いしたい。
- ・子ども、障がい者、高齢者、引きこもりなど支援機関力縮割りなので、取りまとめや調整役をお願いしたい。
- ・地区（学区）社協の体制整備。
- ・生活支援コーディネーターにもっと積極的に地域に出てほしい。いきいき百歳体操やサロンづくり以外のことでもっと取り組んでほしい。
- ・世代を越えた交流の場、機会をつくる。
- ・社会資源としてどういった場があるかの確認と掘り起こしを行ってほしい。
- ・地域、企業に向けての勉強会、研修会の実施。

＜中区内の「町内会や小学校区エリア」の課題に関する意見等＞

※意見聴取（ヒヤリング）では、次のような中区内の「町内会や小学校区エリア」の課題に関する意見も出されました。（第1章の1も参照）

PART1 ～役員、評議員、委員会委員からの意見聴取より抜粋～

- ・住民不在の現実、町内会に参加する若者も高齢者も不在になっている。
- ・町内会そのものが存在しなくなる。
- ・中区の中でも、中心に位置する地区では、相次ぐ高層マンションの建設により、住民数は増え続けているが、町内会加入率がなかなか思うようにあがらず、地域コミュニティの向上が思うようにあがらない。どうしたら地域住民の顔、声を把握し、地域コミュニティの向上を図れるかが大きな課題である。
- ・町内会、子ども会は、地域活動の中心にあるはずだが、組織の加入率が低下して組織が先細りの状態にある。
- ・老人クラブは高齢化・リーダー不足で解散、会員減少が進んでいる。

PART2 ～地域福祉推進委員からの意見聴取より抜粋～

- ・地域の行事に参加する人が限られている。
- ・町内会組織が消滅してしまう。
- ・少数ですが、力を合わせて何とか町内会を維持していますが高齢化しています。次世代につなげるかが一番心配です。
- ・今は個人情報が尊重される時代。自分のプライバートは人に知られたくないという強迫（？）観念が身についていて、たとえ隣り同志でも必要なこと以外は話さなくなっている。
- ・子ども会の入会率の低下。
- ・町内会加入者がマンションの増加や、高齢化等で年々減少しているのが現状です。

2 関係資料

- ・ 中区の資料(中区地域起こし推進課作成)
- ・ 広島市町内会・自治会加入率(平成 25 年度～平成 29 年度)
- ・ 在宅高齢者基本調査結果報告書より抜粋
- ・ 広島市域の地域概況
- ・ 地域力強化検討会中間まとめの概要(平成 28 年 12 年 26 日)
- ・ 「世界に誇れる『まち』広島」の地域福祉の再構築に向けて
～広島型・福祉ビジョン～(概要) (平成 28 年 2 年 8 日)
- ・ 用語解説

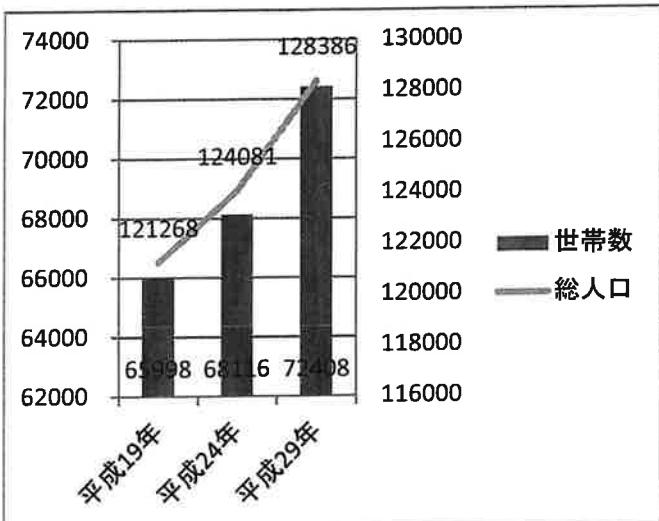
中区の資料（中区地域起こし推進課作成）

①中区人口

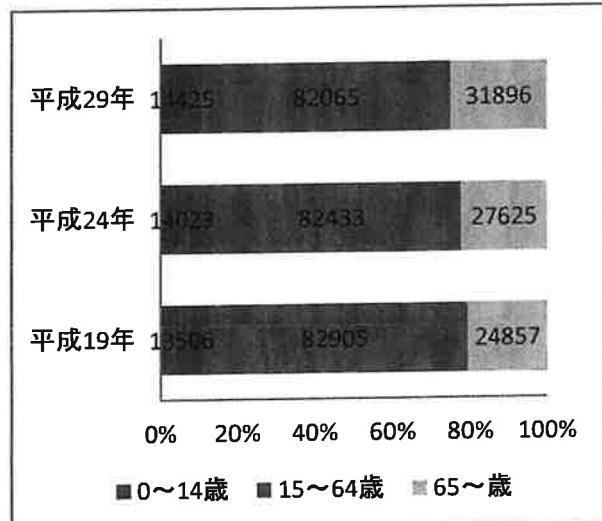
(住民基本台帳 ※外国人を除く 各年9月末)

区分	平成29年	平成24年	平成19年
世帯数	72,408	68,116	65,998
総人口	128,386	124,081	121,268
人口別	0～14歳	14,425	14,023
	15～64歳	82,065	82,433
	65～歳	31,896	27,625
高齢化率	24.8%	22.3%	20.5%
平均世帯人員(人)	1.77	1.82	1.84
町内会・自治会の加入世帯数(7月1日時点)	38,002	39,935	42,194

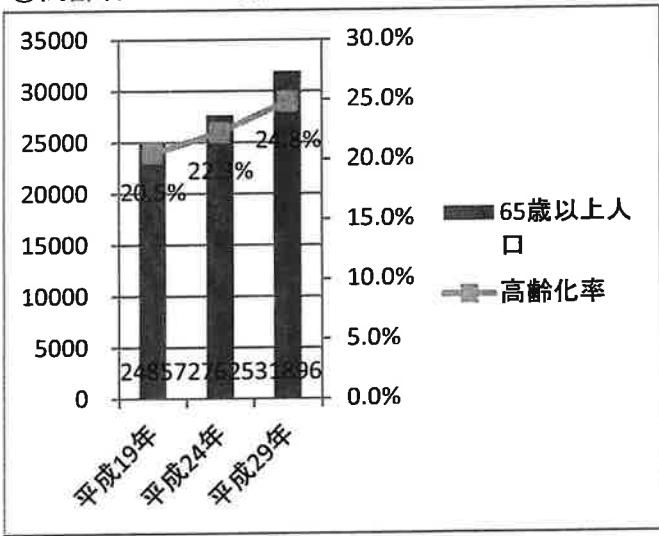
②人口・世帯数の推移



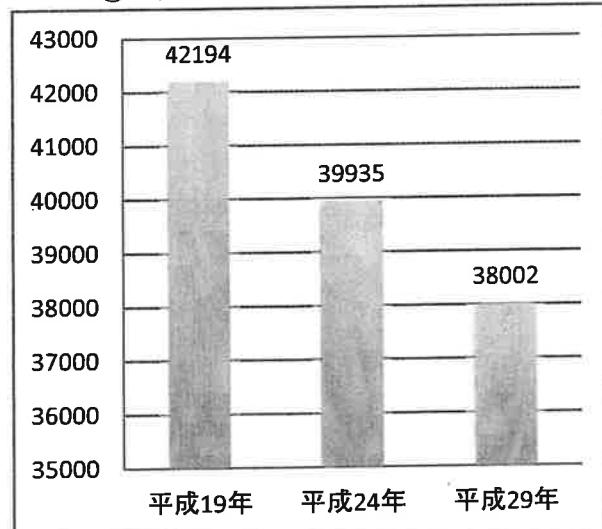
③年齢別人口の推移



④高齢者人口と高齢化率の推移



⑤加入世帯数



広島市町内会・自治会加入率（平成25年度～平成29年度）

広島市	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	63.3%	62.2%	61.3%	60.6%	59.4%
全世帯数	538,079	543,075	547,902	553,357	558,977
加入世帯数	340,364	337,594	335,822	335,132	332,236

中区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	54.9%	53.6%	52.8%	51.9%	50.5%
全世帯数	71,103	72,164	72,934	74,048	75,263
加入世帯数	39,063	38,690	38,486	38,428	38,002

東区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	64.8%	64.2%	62.9%	62.2%	61.4%
全世帯数	55,018	54,923	55,302	55,566	55,840
加入世帯数	35,654	35,255	34,791	34,543	34,306

南区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	62.8%	61.1%	60.6%	60.3%	59.5%
全世帯数	67,813	68,544	69,013	69,366	69,919
加入世帯数	42,611	41,868	41,806	41,844	41,577

西区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	67.0%	66.2%	65.0%	64.2%	63.1%
全世帯数	89,608	90,108	91,238	92,607	93,611
加入世帯数	59,997	59,670	59,267	59,491	59,085

安佐南区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	55.3%	54.4%	54.0%	53.6%	52.3%
全世帯数	98,585	99,816	100,635	101,776	103,056
加入世帯数	54,517	54,315	54,303	54,530	53,889

安佐北区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	73.4%	72.2%	71.6%	70.6%	69.7%
全世帯数	64,451	64,919	65,073	65,257	65,542
加入世帯数	47,308	46,879	46,606	46,073	45,695

安芸区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	68.3%	67.1%	65.9%	64.8%	63.6%
全世帯数	34,046	34,382	34,843	35,161	35,434
加入世帯数	23,244	23,087	22,947	22,799	22,540

佐伯区	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加入率	66.1%	65.0%	63.9%	62.8%	61.6%
全世帯数	57,455	58,219	58,864	59,576	60,312
加入世帯数	37,970	37,830	37,616	37,424	37,142

(中区地域起こし推進課作成)

在宅高齢者基本調査結果報告書より抜粋

(平成 29 年 3 月 1 日、平成 26 年 3 月 1 日、平成 23 年 3 月 1 日)

《 中区人口と在宅高齢者人口 》

(人・%)

区分	人口			65 歳以上在宅高齢者人口			区别人口の中に占める 65 歳以上在宅高齢者 人口の割合		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
	H29 実績	131,756	61,536	70,220	29,725	12,190	17,535	22.6	19.8 25.0
構成比	100.0	46.7	53.3	100.0	41.0	59.0	—	—	—
	H26 実績	128,256	59,439	68,817	27,179	10,874	16,305	21.2	18.3 23.7
構成比	100.0	46.3	53.7	100.0	40.0	60.0	—	—	—
H23 実績	126,882	58,655	68,227	25,866	9,994	15,872	20.4	17.0	23.3
	構成比	100.0	46.2	53.8	100.0	38.6	61.4	—	—

(注) 65 歳以上在宅高齢者人口は、調査不能者を含む。

《 中区在宅高齢者の実態 》

区分	高齢者数	性別		ひとり暮らし	夫婦2人暮らし		その他の世帯		無回答
		男	女		ともに 65 歳以上	1人のみ 65 歳以上	全員 65 歳以上	その他	
H29 市	251,015	110,696	140,319	46,008	100,821	12,696	5,989	82,614	2,887
	中区	25,207	10,233	14,974	7,404	8,984	1,306	702	6,488 323
H26 市	235,206	103,139	132,067	42,600	90,239	14,223	5,169	80,160	2,815
	中区	24,898	9,921	14,977	7,333	8,600	1,508	625	6,526 306
H23 市	209,375	90,417	118,958	37,528	76,296	13,093	4,271	74,385	3,802
	中区	23,454	9,056	14,398	6,834	7,873	1,346	515	6,371 515

(注)調査不能者を除く。

《 各区在宅高齢者の実態(H29) 》

区分	高齢者数	性別		ひとり暮らし	夫婦2人暮らし		その他の世帯		無回答
		男	女		ともに 65 歳以上	1人のみ 65 歳以上	全員 65 歳以上	その他	
中区	25,207	10,233	14,974	7,404	8,984	1,306	702	6,488	323
東区	26,119	11,486	14,633	5,225	10,637	1,366	532	7,998	361
南区	28,848	12,368	16,480	6,317	10,647	1,342	763	9,383	396
西区	35,385	15,451	19,934	7,194	13,970	1,918	896	10,965	442
安佐南区	44,540	19,888	24,652	6,567	18,639	2,141	1,042	15,769	382
安佐北区	41,226	18,732	22,494	6,029	17,483	2,209	929	14,235	341
安芸区	18,366	8,302	10,064	2,776	7,483	811	435	6,683	178
佐伯区	31,324	14,236	17,088	4,496	12,978	1,603	690	11,093	464

(注)調査不能者を除く。

広島市域の地域概況 【社協便覧2017(平成29)年度版(広島県社会福祉協議会作成)データより抜粋】

	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
人口	131,839	121,023	141,743	190,020	242,394	147,241	80,576	138,215	1,193,051
世帯数	74,735	55,650	69,423	93,051	102,473	65,359	35,268	60,051	556,010
高齢者	32,168	30,362	33,639	42,126	49,460	46,124	20,218	34,954	289,051
高齢化率	24.40%	25.09%	23.73%	22.17%	20.40%	31.33%	25.09%	25.29%	24.23%
要介護認定者	6,887	6,142	7,131	8,222	8,873	8,654	3,459	6,124	55,492
要介護認定者率	21.41%	20.23%	21.20%	19.52%	17.94%	18.76%	17.11%	17.52%	19.20%
身体障害者手帳所持者	5,031	4,474	5,446	6,231	6,931	6,081	2,945	4,711	41,850
重度	2,292	2,065	2,476	2,773	3,240	2,621	1,290	2,128	18,885
療育手帳所持者	898	943	1,082	1,251	1,477	1,221	613	959	8,444
ひとり親世帯	1,455	1,274	1,333	1,966	2,241	1,788	742	1,472	12,271
児童	17,663	20,394	23,002	31,271	49,876	21,972	13,966	23,843	201,987
被保護者世帯	4,683	2,098	3,060	3,458	2,140	1,473	959	1,388	19,259

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～從來の福祉の中平を超えた、次のステージへ～

平成28年12月26日

- 【現状認識】**
- ・少子高齢・人口減少
 - ・地域の存続の危機
 - 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
 - ・課題の複合化・複雑化
 - ・社会的孤立・社会的排除
 - ・地域の福祉力の脆弱化
 - ・地方創生・地域づくりの取組
 - ・生活困窮者自立支援制度による包摂的な支援

【今後の方針性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ→くらしとしことを「丸ごと」支える
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える動きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壤
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何ができるか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
 - しかし、支援につなげられる体制がないければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない、
- ・例えば、地区協議、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包摂的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制
- ・必要制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社会協議会、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。
- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

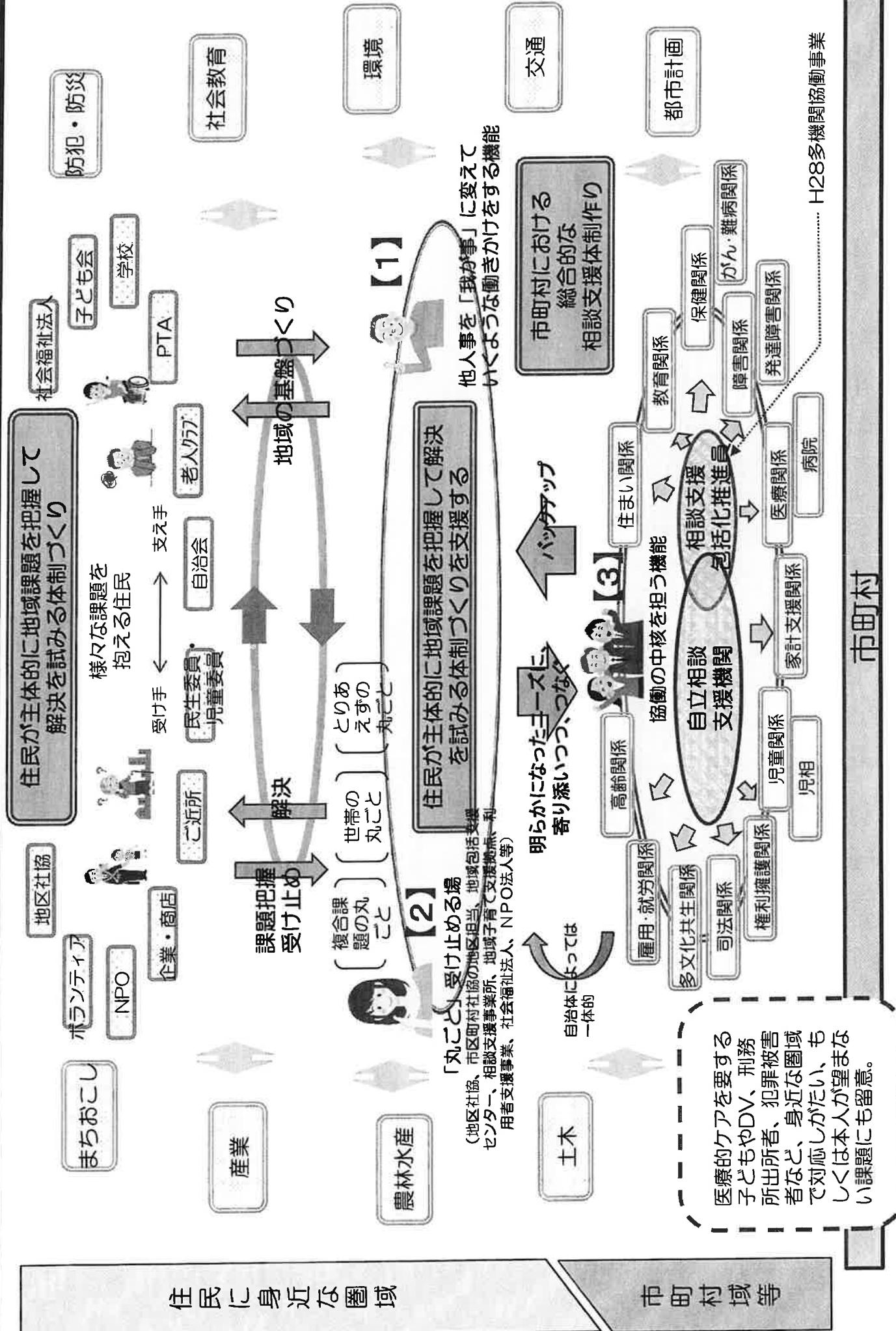
○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
 - ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)
- ・守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討
- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包摂的な相談体制の構築を検討すべき

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方にに関する検討会
(地域力強化検討会)
構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戰略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
大原 裕介	社会福祉法人やうやう 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人ひーのひーの 理事長	◎原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	福本 恵	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
片山 瞳彦	藤沢市 福祉部長	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	堀田 啓子	国際医療福祉大学大学院 教授
鴨崎 貴泰	日本ファンドレイジング協会 事務局長	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	横山 美江	武藏野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター
檜部 武俊	一般社団法人鉄路社会的企業創造協議会 副代表		

(敬称略・五十音順)

「世界に誇れる『まち』広島」の地域福祉の再構築に向けて
～広島型・福祉ビジネス～

(概要)

平成28年2月8日

広島市長 松井一貫

現 状①

- 少子高齢化と人口減少
- 結婚・出産・子育ての希望が叶っていない

人口オーナス期*への転換、東京圏・関西圏への転出超過

合計特殊出生率1.49

【広島市総人口の将来推計】（国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計）

2010年 総人口：117.4万人

年少人口：16.8万人(14.3%) 生産年齢人口：76.9万人(65.5%) 老年人口：29.3万人(24.7%)

このままいくと…

	2025年	2040年	2060年
総人口(2010年比)	117.3万人(100%)	109.3万人(93%)	93.3万人(79%)
年少人口(総人口比)	14.3万人(12.2%)	12.1万人(11.1%)	9.7万人(10.4%)
生産年齢人口(同上)	69.7万人(59.4%)	59.1万人(54.1%)	48.4万人(51.8%)
老年人口(同上)	33.3万人(28.4%)	38.1万人(34.8%)	35.2万人(37.8%)
(うち75歳以上人口)	20.2万人(17.2%)	21.7万人(19.9%)	24.2万人(25.9%)

*従属人口（高齢者等）が多く、生産年齢人口が少ない状態

「出生率の向上」
(市民希望出生率1.81)

「若い世代の呼び込み」と
(東京圏・関西圏への
転出超過抑制・移動均衡)
の実現により

人口110万台を維持
(本市人口ビジョン※)

※本年3月策定予定

その場合であっても

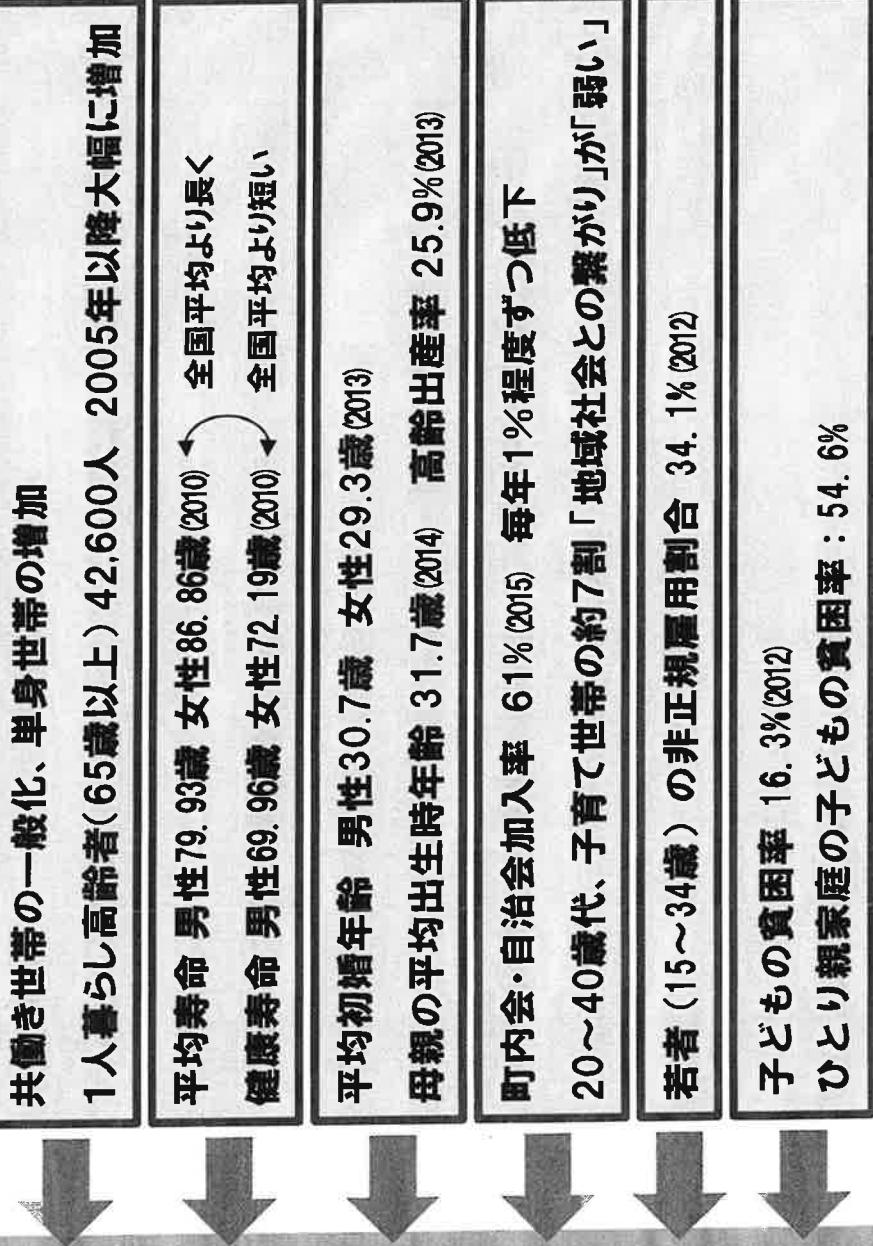


【肩車型】



現 状②

- 家族形態の変化
- 健康上の課題を抱える高齢者
- 晚婚化・晩産化
- 地域コミュニティの希薄化
- 雇用・就労環境の変化
- 格差の拡大・子どもの貧困



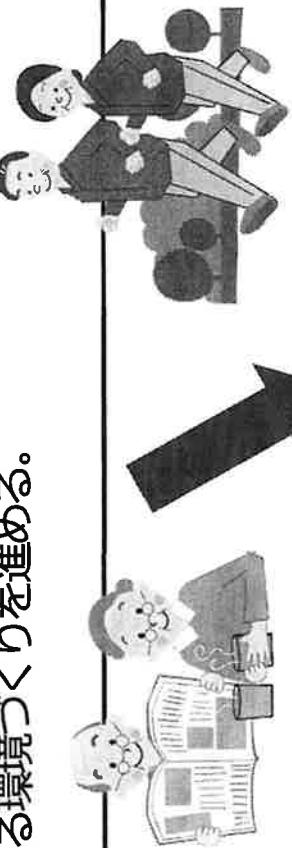
「世界に誇れる『まち』広島」の実現を目指す中で、
こうした経済環境・社会構造の変容に対応し、
「翁・嫗」と「童」に着目した地域福祉を再構築していくことが必要

基本認識

「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ

翁・嫗（高齢者福祉）

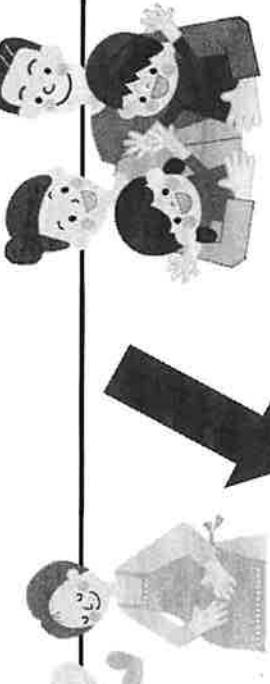
従来の「公助」はもとより、「自助」「共助」を厚くして、可能な限り住み慣れたすまい・地域で生活できる環境づくりを進める。



「子供・子育て支援、高齢者福祉の充実」と「持続可能性の向上」を達成

童（子育て・教育）

家庭内の支え（「自助」）に加え、「共助」「公助」を強化、将来を担う子供の育ちを広島市全体で支える。



重要な視点

①エリアマネジメント

地域住民の参加の下、地域の実情に応じた「自助」「共助」「マネジメント」の適切な組み合わせをマネジメント、地域ごとに包括的な支援体制を確立

②支え合い

多様な手による支え合い。
特に子供・子育てについてには、ライフステージ・置かれいた状況ごとのニーズに柔軟かつ切れ目なく対応。
高齢者の社会参加等、多様な手の確保及びサービスの提供を担う人材の安定的な確保

③世代等を超えた分かち合い

「公助」の充実・強化に必要な財源は、世代等を超えて、社会全体で広く薄く負担。
その際、公平感に留意し、負担能力に応じた最低限の負担を求める。

重点課題への取組

Action1：地域における包括的な支援体制の構築

「地域包括ケアシステム」の構築等、子育て・高齢者に対し保健・福祉サービス等が包括的に提供される体制づくり新たな社会資源の開発等も含め、地域住民やサービスの提
供主体、行政など幅広い関係者が一体となった体制づくり

Action4：地域における支え合いの推進

「公」「私」中間的主体が密に連携、「隙間」を生まない「支え合い」
「オープンベース」等、親子の身近な居場所づくりの推進・機能強化
高齢者の見守り情報の集約化、実施団体の連携強化
協同労働等、高齢者の積極的社会参加等を通じ、地域活動の
主体の掘り起しや育成等を通じた多様な手の確保

Action5：子育て・高齢者支援人材の確保

介護・子育て支援ニーズの増大への対応に必要な人材の確保。
優秀な人材の雇用・定着を通じた質の向上を推進
効果的なマッチング機会の創出、待遇改善等の効果的な支
援、社会的財産としての人材育成

Action6：社会的支援の必要性の高い子供・家庭への支援

「貧困の連鎖」を防ぐため、就業支援、学習支援や居場所づくりな
ど、ニーズに応じたひとり親家庭に対する切れ目のない支援
障害の早期発見・療育体制の充実や効果的な教育等、発達障
害など障害のある子供に対する支援の充実

Action7：世代等を超えた負担の分かち合い

「公助」の充実・強化に必要な財源は、受益層の中でも、負担能力
に応じた最低限の負担を求める、全体としての公平感に配慮しつつ、
世代等を超えて、社会全体で広く薄く負担。
市単独の「公助」は、関連施策の充実と合わせ、整合性・持続可
能性等も併せて考慮し、全体としてのバランスを確保

Action2：ライフステージに対応した切れ目ない 保健・医療・福祉等サービスの構築

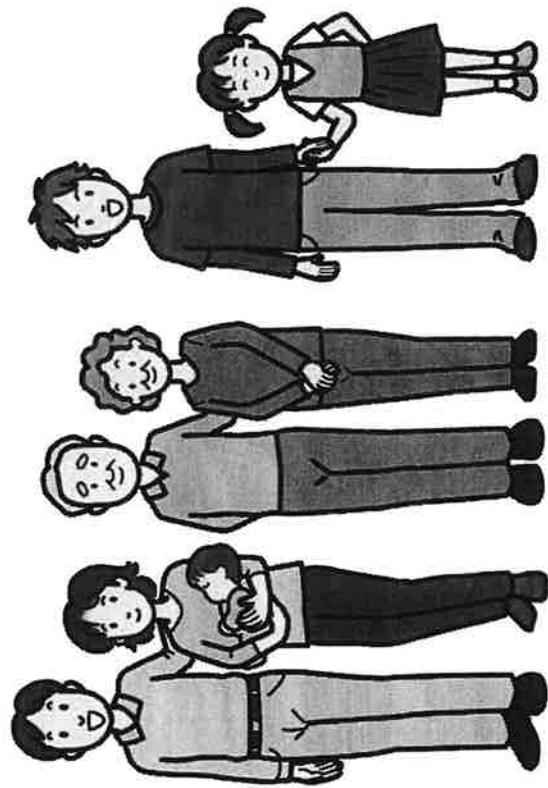
妊娠・出産・子育て期から青少年期とライフステージに応じた
切れ目のない支援を充実
安心して医療を受けられるための経済的支援の拡充等
待機児童解消に向けた保育所・放課後児童クラブの整備推進
在宅医療と介護の一体的提供に向けた関係機関の連携推進

Action3：早期の発見と予防・健診づくりの 重点的な推進

発達障害や先天性の難聴を含め、早期の発見が早期・効果的
な療育等に繋がるものに対し、「公助」で積極的に実施
妊婦・乳幼児健診に関して、政令市トッククラスの体系を構築
「健康寿命」の延長に向けて、特定健診検査の充実・受診率向
上、健康新規や住民運営の介護予防拠点づくりを推進

今後について

- 平成28年度予算より、まずは、当面取り組むべき具体的な課題に重点的に取り組んでいくとともに、今後の政策展開に当たっても、ここで示した「広島型・福祉ビジョン」を基に諸施策を進め、
 - ・広島市で将来に希望をもち、安心して生活を営むことができる、子どもが健やかに生まれ育つことができる、といった幸せ・生きがいを実感することができる「まち」
 - ・多様な価値観を持った市民がその価値観に応じて生き生きと暮らすことができる「まち」すなわち、「世界に誇れる『まち』広島」の実現を目指していく。



【用語解説】

住民・市民

牧里毎治氏（関西学院大学名誉教授）の地域福祉論ではよく併記されていることば。その含意には、従来の住民概念で括られた層による福祉活動が部分的に機能しなくなっていることへの危機意識があり、従来想定された住民層に加え、市民活動団体と呼ばれる新たな住民層、団体層も含めたネットワークづくりをめざすべきと、牧里氏は投げかける。

住民とは、「該当地区に居住し、地縁型の住民組織やネットワークを基盤として継続的に福祉活動を担う人々」、市民とは、「趣味や仕事などの関心テーマや得意分野を活かして課題別の福祉活動をボーダレスに（活動者・協力者や活動場所を空間的に限定しないで）担う人々」と、東洋大学准教授 加山弾氏は『ソーシャルワーク研究』VOL.43 No.3 2017「ソーシャルワーク実践における当事者・住民の参画を促すことの基本的視点」において述べている。

2025年問題

約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になり、高齢者人口が急速に増大するとともに、総人口も減少すると予測されており、2010年には生産年齢人口（15歳～64歳）3人に対し1人高齢者の割合（騎馬戦型）であった高齢者が、2025年には生産年齢人口2人に対し1人の高齢者、2040年には生産年齢人口1.4人に1人の高齢者（肩車型）となり、生産年齢人口に対する高齢者の割合が高くなり負担が増すという問題。また高齢者人口の増に伴い、独居高齢者、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の数も増加するが人口は減少するため、介護職などのマンパワーが不足することも問題とされている。

8050問題

80歳代の親が、失業や介護、引きこもり、障害等を起因として、自身の収入のない50歳代の中高年者と同居し面倒を見ている世帯が増えている。預貯金や親の年金に頼った生活はいずれ経済的困窮を招くこと、長期間の不就労により就労が困難になること、親亡き後の生活をどう立て直すかという問題、そして何より、孤立の問題が大きい。

ダイバーシティ

「多様性」などの意味を持つ英語。労働分野における「人材の多様さ」の概念などとして用いられる場合がある。市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、年齢、信仰などにこだわらず、多様な人材を活かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組。民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組が実践されている。

3 第7次計画策定の経緯 (会議開催状況)

委員名簿

総務・企画委員会 委員名簿

ボランティアセンター運営委員会 委員名簿

中区社協の概要

第7次計画策定の経緯(会議開催状況)

中区社協第7次3か年計画策定作業スケジュール		
日程	会議等	主な内容
平成29年 4月～7月		区社協職員より「取り組みたいテーマ」について意見聴取を始める (ワークシート①) 地域福祉活動第6次5か年計画の総括作業を行う
8月21日～ 9月下旬	第2回 地域福祉推進委員連絡会	地域福祉推進委員からの意見聴取(ワークシート②)
9月～		区社協職員より意見聴取(ワークシート③)
10月3日	第7回 正副会長会議	理事・監事・評議員・各種委員会委員からの意見聴取等について協議
10月20日～ 11月10日		理事・監事・評議員・各種委員会委員からの意見聴取 (ワークシート④)
11月20日	第3回 理事会	ワークシート④の作業を報告
11月27日	第3回 地域福祉推進委員連絡会	ワークシート②の作業を報告
		地域福祉活動第6次5か年計画の総括作業を行う
12月18日～ 12月28日		地域包括支援センター 障害者相談支援事業所から意見聴取 当事者団体からの意見聴取
平成30年 1月11日	第10回 正副会長会議	現在の策定作業の状況について(報告)
1月19日	第1回 ボランティアセンター運営委員会	1. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について (1)地域福祉活動第7次3か年計画の方向性、内容、留意点等について (2)地域福祉活動第7次3か年計画策定に関する意見聴き取り結果について ※中区で取り組みたいテーマ・スローガン等について意見聴取を行う
1月25日	第1回 総務・企画委員会	1. 正副委員長の選任について 2. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について (1)地域福祉活動第7次3か年計画の方向性、内容、留意点等について (2)地域福祉活動第7次3か年計画策定に関する意見聴き取り結果について (3)中区の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか 3. その他 ※中区で取り組みたいテーマ・スローガン等について意見聴取を行う
2月5日	第11回 正副会長会議	現在の策定作業の状況について(報告)
2月19日	第4回 地域福祉推進委員連絡会	現在の策定作業の状況について(報告) ※中区で取り組みたいテーマ・スローガン等について意見聴取を行う
2月21日	第2回 総務・企画委員会	1. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について (1)地域福祉活動第7次3か年計画の構成について (2)第2章 私たち住民・市民がめざす福祉のまちづくりに向けて 1. 私たちがめざす住民主体のまちとは ※基本理念 2. 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちを実現するために必要なことは? 提言・提案 (3)資料編について 2. その他 ※基本理念・スローガン等について意見聴取を行う
3月16日	第12回 正副会長会議	1. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について
3月23日	第4回 理事会	1. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について
3月27日	第2回 評議員会	1. 地域福祉活動第7次3か年計画の策定について

地域福祉活動第7次3か年計画の策定にあたっては、本会の2つの委員会「総務・企画委員会」及び「ボランティアセンター運営委員会」の委員を中心に、策定作業を行いました。

総務・企画委員会 委員名簿

No.	職 名	氏 名	選 出 団 体 等
1	委 員 長	和 田 高 明	轍町地区社会福祉協議会 会長
2	副委員長	恵 南 祈八郎	江波地区社会福祉協議会 会長
3	委 員	清 水 鐵 也	白島地区社会福祉協議会 会長
4	委 員	村 上 堅 造	千田地区社会福祉協議会 会長
5	委 員	内 海 幸 一	中島地区社会福祉協議会 会長
6	委 員	竹 内 幹 雄	吉島東学区社会福祉協議会 会長
7	委 員	佐 伯 正 司	神崎学区社会福祉協議会 会長
8	委 員	岡 山 ユリコ	中区民生委員児童委員協議会 会長
9	委 員	好 木 恭 江	中区地域福祉推進委員連絡会 幹事

ボランティアセンター運営委員会 委員名簿

No.	職 名	氏 名	選 出 団 体 等
1	委 員 長	中 田 道 夫	本川地区社会福祉協議会 会長
2	副委員長	鈴 川 圭 子	ボランティアグループ連絡会 代表
3	委 員	森 澄 江	袋町地区社会福祉協議会 会長
4	委 員	篠 原 紀 喜	吉島学区社会福祉協議会 会長
5	委 員	今 村 雅 治	広瀬地区社会福祉協議会 会長
6	委 員	佐 藤 日出雄	ボランティアグループ連絡会 副代表
7	委 員	田 中 加代子	ボランティアグループ連絡会 副代表
8	委 員	板 谷 裕 美	ボランティアグループ連絡会 会計
9	委 員	中 谷 綾 子	広島市手をつなぐ育成会 中区支部長
10	委 員	古 川 大 介	中区作業所連絡会 幹事
11	委 員	岡 田 真 次	広島市中央公民館 館長

中区社協の概要について

名 称 社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

略 称 中区社協(なかくしゃきょう)

設立認可 昭和59年1月19日 法人登記 昭和59年2月15日

設立根拠 社会福祉法109条

所 在 地 〒730-0051

広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内

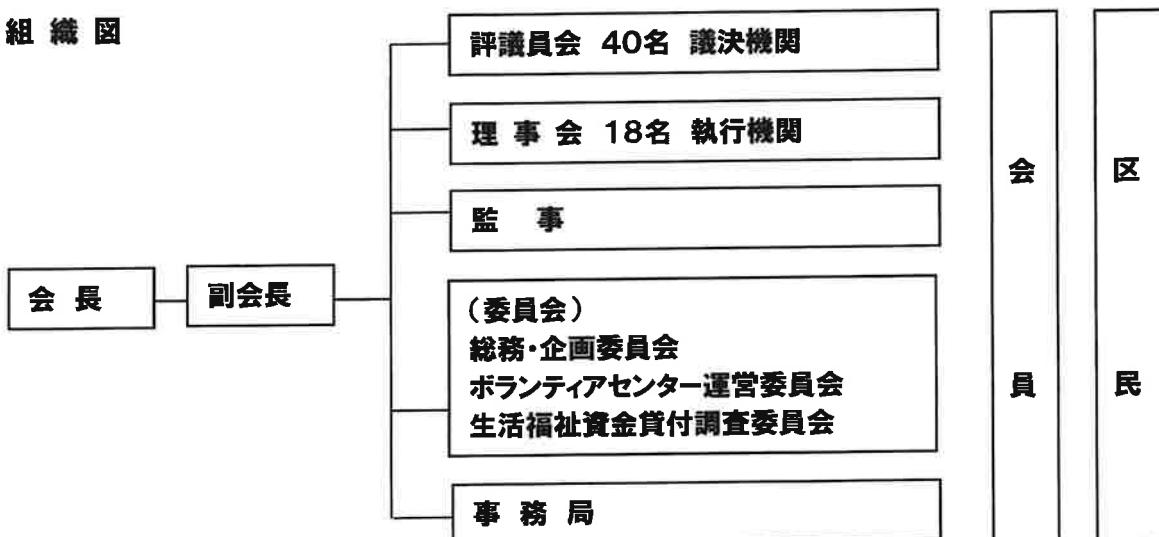
役 員 等 理事18名(会長1名、副会長2名を含む)／監事3名／評議員40名

目 的 広島市中区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事 業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (3) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1)から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) ボランティアセンターに関する事業
- (8) 共同募金事業への協力
- (9) 心配ごと相談事業
- (10) 広島市中区地域福祉センターの指定管理
- (11) 生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業

組織図



組織構成

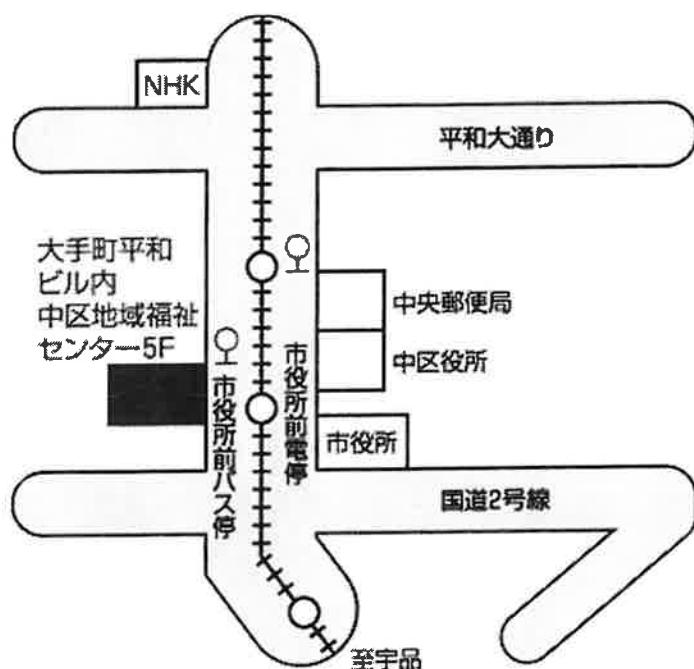
区民の代表である地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会をはじめとする

公私社会福祉団体・施設・学識経験者などによって構成されています。

運営財源

広島市からの補助金や事業の委託金に加えて、共同募金の配分金、区民の皆様からの
賛助会費、寄付金などによって事業を実施しています。

所 在 地



1階左エントランス1のエレベーターで5階です

市内電車：市役所前下車

市内バス：市役所前下車(広島電鉄・広島バス・芸陽バス)

大手町4丁目下車(己斐～旭町方面)



入口付近の様子



建物全景

賛助会員加入のお願い

～めざします 住んで良かった このまちに～



会費
(年間)

1口 3,000円

※何口でもご加入いただけます

加入
方法

手数料不要の郵便払込取扱票がありますので、下記までご連絡ください。

社協
とは

市区町村社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に地域福祉を推進する民間団体として位置づけられています。

誰もが、地域で安心して暮らすため、住民一人ひとりが主役になった「住んで良かった」といえる支え合いのまちの実現のため、地域住民やボランティア、福祉関係者等の協力を得ながら活動しています。

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

問い合わせ先

〒730-0051 広島市中区大手町4-1-1大手町平和ビル5階

電話：082-249-3114 FAX：082-242-1956

E-mail：naka@shakyo-hiroshima-city.or.jp

HP：<http://shakyo-hiroshima.jp/naka/>

賛助会費の使い道については、裏面をご確認ください→→→→→→

地域福祉活動第7次3か年計画

発行：平成30年3月

編集：社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号

大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内

TEL 082-249-3114 FAX 082-242-1956